

速かに取り運ばなければならないといふことも当然なることになるわけであり、それについての今の秘密保持の措置といふことも速かに取り運ばなければならないといふことは、これは形式論から言つても、実質論から言つても当然出て来ることでありまして、この秘密保持の措置だけが遅くて、いいといふことは、これはもう条約そのものがきまつた以上は、そういうことは言えないことで、条約がきまれば、秘密保持の措置も当然急いで作らるべきであるといふ筋合いになるように考へます。

○龜田得治君 まあこの問題はもう少ししろ／＼な実休關係を論じた後に更にもう一度取り上げてみることにいたします。

次の問題に移りたいと思ひますが、ここで言う合意の範圍の問題ですね。木村長官が一昨日の私の質問に対する答弁では、合意といふのは手段だけの合意なんだ、法律によるか或いは單なる行政的措置でやつて行く、どちらにするかといふような手段だけについて合意すりやいんで、合意された結果、その手段をそれじやどういふふうに具体化して行くか、そういう内容についてまでは合意する必要はないんだ、こゝろ趣旨の御答弁を私念を押したのですが、二回ほどされたのです、それで間違ひないでしょうか。

○國務大臣(木村憲太郎君) その点につきましては、過日の御質疑に対して答弁した通りであります。要するに法律でやるべきか、或いはその他の措置で済ませるか、これは双方合意の上できまつたわけでありまして、きまつた以上は、法律でやるとすれば、その法律

を如何に制定するかといふことについては、日本政府が責任を持つて独自の見解でやるべきものと承してゐるのではありません。

○龜田得治君 この浦木村長官がまだおられるときでしたが、上村さんでしかたにその点に關して實際の今までの事情をお話になつて、合意したのは法律によるかどうかといふことが一つと、それからもう一つはこの法律の中に含まれる秘密の範圍ですね、具体的にこの法案の第一條の第三項に書いてあるこの秘密の範圍、そういうものについて合意をいたしました、こゝろ事實をおつしやつたようでありましたが、その点は間違ひないでしょうか。

○政府委員(上村健太郎君) 先日の委員会でも私から申上げたことでございまして、法律によります場合に、どういふ法律を作るかといふことにつきまして考へますれば、この防衛秘密といふ守るべき秘密といふものが、アメリカから武器をもらいますについて、どういふ内容の秘密を保護したいかといふことにつきましては、やはり先方の意向も打診する必要がありますので、外務省におきましてこの秘密の内容については正式の合意という点までは参りませんが、意向打診はいたしておきます。この法律のどういふ犯罪の構成要件を内容に盛るかとか或いは罰則をどうするかとか、法律の形式の全文をどうするかといふようなことについては、全然先方の意見も聞いておられません。従ひまして合意を終えておられることもございせん。

○龜田得治君 先だつてあなたじやなかつたですか、その点の答弁をされたのは……。

○政府委員(上村健太郎君) 私です。

○龜田得治君 この第一條の三項秘密の範圍について先方と合意のための交渉のようになつたやうにおつしやつたのですが、これは速記録を調べればわかりますが、只今のお答と大分違ひますね。

○政府委員(上村健太郎君) 只今申上げました通り、この秘密を保護するにいつてはいろいろ秘密を保護するかといふことについて、これは法律によるか否かは別といたしまして、必要なことは申上げるまでもないと思ひますので、この防衛秘密といふものが、一体どういふ秘密であるかといふことについて意向打診はいたしておきます。

併しながらこの法律の内容の主たるものをなします犯罪の構成要件はどうかとか、或いは罰則をどうするかといふことについては、向うの意向を打診しておきません。防衛の秘密が何であるかといふことについて意向を打診いたしませんければ、法律によるか否かを問はずわからないわけではございまして、その点については先方の意向を打診いたしておきます。

○龜田得治君 打診という言葉を使われておられるわけですが、恐らくアメリカのはうでは、結局MSA第三條第一項のそれは合意の中の一つの行動なんだ、こゝろいふに先方はとつておると違ひますか。私もMSAの第三條といふものがある以上は、これに賛成反対は別として、それはやはりそこまでのものをこの合意といふものは要求しておるやうに思ひますが、全然日本のはうが先方のほうの意向の打診もしておらん、そういう連絡關係は全然

ないのだとこつしやるのならば、これは了解しませんが、實際は連絡しておるのではありません、罰則なんか別にして、秘密の内容について……。だからこれは私もその点が少し何か言葉だけで、俺たちは決してこゝろ法律の内容についてアメリカから容喙はされておらんといふことを特に強調したいがために、そういうことを言つてゐるような感じがするのですが、どうですか。

○政府委員(上村健太郎君) 外務省におきまして話をしておりますので、私も直接は参画いたしておきませんが、併し正式の両政府間の合意と申しますれば先般先ほど仰せになりました通り、恐らく書面を以ていたしますか、或いは正式の合意で合意いたしました、併し秘密保持の措置をとります上につきましてその秘密保持の防衛秘密といふものは一体何なんだといふことにつきましては、やはり向うにも聞きまして、そうしてどういふふうな秘密といふことを聞きませなければ合意の段階にも至らんと思われます。合意かどうかといふことは言葉の問題でございまして、合意の着手といふこと、着手にはなるかも知れませんが、正式の合意といふものは恐らく条約が成立いたしましたから、或いはこゝろいふ法律が日本の国会で通つたんだ、これでいいかといふことは外務省当局で打合せすることと存じます。

○龜田得治君 今ちよつと速記録を調べておつたんですが、外務大臣が四月六日の参議院の法務並びに外務の連合委員会でも我が佐多委員の質問に対してこゝろいふに言つておられるのです。どうも少し考へ方が違ひやうに思

うのです。「これは附屬書に出ておりますように、附屬書のB、こゝろいふことが先ず第一に合意に到達したこととあります。」この合意の範圍ですね、第一の附屬書B、「それからこれに基いて我々のほうで適當と思われる法律を作ることが必要だと考へてこの法案を出したわけですが、その法案を出すときにおいては、例へばこの中の第一の第三項」さつきから言つてゐる秘密の範圍のやつですね、「第一第三項と言ひますか、これ／＼のものについて適當な措置が必要であるといふ内容等についてはアメリカ側と話合つて、何も非常に広汎である必要もないので、これだけのものでも十分だといふ点もやはりアメリカ側と合意に到達した結果であります。」こゝろいふに、この外務大臣の答弁から見ると合意といふものを二つに分けてゐる。一つは附屬書Bで書いてあること、これがつまり第三條第一項の合意の中の一つなんです。それからもう一つは第一第三項、こゝろいつたやうなことがアメリカ側との合意に到達した問題なんだとこゝろ言つておられるわけですよ。だからこれは決して参考になりません。だからこゝろいふと、こゝろいふに外務大臣の考へ方といふものはとても取れないのです。

○政府委員(上村健太郎君) この件につきましては、外務省が先方と話をいたしておられます、外務大臣がこゝろいふに合意に到達したといふふうな仰せになつておられるならば、その通りだろつと存じます。私もどつといたしましては併しこの秘密保持の措置をとる上においては如何なる手段をとるか、行政措置もありましようし、立法措置もございまいましようが、その肝心の秘密に

つては一体どういふ内容なのか、武器をもちにうつきましてその秘密を保持するに於いての前提要件でございませうから、これの内容につきましては、私も外務省に折衝いたしまして、先方の意向を聞き、そして私どものほうで法案を立案いたした次第でございまして、合意の段階がどの程度かということにつきましては外務大臣の言われた通りかと存じます。

○亀田得治君 そうすると外務大臣の立場をお認めのようでありませうから、そうすればこの日本の立法の内容にMSA協定に基いてアメリカが干渉いたしますか、言葉はどうでもいいのですが、ともかく参画して来ていると、成規の手續で、参考にお互いの意見を交換するとかそういうものじやなしに、外務大臣の立場を認めればそういうふうな当然結論づけられるわけですが、こういうふうな解釈してよろしいでしょうか。

○国務大臣(木村篤太郎君) このMSA協定第三条による両政府間の合意というものは、先刻申し上げました通り、どういふ秘密保持の措置をとるかというところであります。それは正しく双方の合意によるということになつております。その如何なる保護すべき秘密の対象、それについてはこれは尤も我々といひましたしは自分だけできめることはできない、アメリカからどんな秘密のものが出て来るか、又それをどういふ工合に我々は対象づけるかというところについては、やはり双方で或る程度協議しなければならぬ。その協議によつて初めて保持すべき秘密の対象というものは現われて来るのであります。それによつて我々独自の内容

を盛つた法律案を作つて国会の審議を求め、こういう段階になるだらうと思ふ。この外務大臣の言われたのは要するに、秘密の対象となるべきもの、つまりどういふものを秘密として取扱うかということについての合意、こういうふうな我々は了承してよろう、こう考へております。

○亀田得治君 外務大臣と木村長官のこの合意に関する考へ方、どうも食い違いがあるように思ふんですが、外務大臣のほうは、この連合委員会の速記録を詳細に見ますと、二回くらい繰返しておるようです。この合意というのは結局二つだ。一つは先ほども申し上げたように附屬書Bのことなんだ、Bを具体的に外務大臣が更に説明して、例えば秘密に非常に高度なもの、中間くらいなもの更に軽微なものがある、非常に高度のやつは局長級までそれを知らして行く、そうでないものは部長級、更に下つて係長級、こういうふうな意味なんです。こういうふうな具体的に言つておる、このことが一つ。それからもう一つはこれは条文を挙げて言われておるわけですから、第一条の第三項と、あとの罰則のことなんかは関係ありません。これは言つております。つまり合意というものを、そういうことを言つておるのですね。外務大臣のほうはむしろ法律によるか、行政措置によるかというようになつていいのだ、そういうふうな私にもちよつと速記録の指摘はできませんが、そういう立場でものを言つています。これは恐らくはほかの方も速記録を御覧になつた方はそういうふうな解釈しておると思ふ。ところがあなたのほうのお話を聞

いておると、内容は全然こつちに委されておるんで、手段についての合意を言つておるんだ、こうおつしやるんですが、これは重大な食い違いになりませうがね。

○国務大臣(木村篤太郎君) それは重大な食い違いでも何でもないと思ひます。つまりどういふ措置をとるか、どういふ法律で秘密の保持を守つて行くかというところは、日本政府は独自でやるわけですが、併しどういふ措置をとるか、法律によるか、政令によるかというところは、これはアメリカ側との打合せで合意に待たなければならぬ。秘密の対象をどうするかというところは無論アメリカと打合せをしなければならぬ、日本独自でやるわけではないのであります。アメリカからもちよつと兵器についてどういふものを保護すべきが必要素か、アメリカは又保護してもらいたい、これは双方で打合せしなければならぬ。そこに合意と言へば合意と言へると思ひます。いづれにいたしましても、日本の政府をアメリカが干渉するといふような立場は全然とつていないといふことは明白なんです。繰返して申しますが、行政措置をとるにしても、法律を制定するにしても、その内容をどうするかということについてはアメリカはいささかも干渉してゐるわけではない。ただ、対象物をどうするかというところについては、これはアメリカ側と十分打合せをする、こういうことになると思つております。

○亀田得治君 木村長官と外務大臣のこの答弁を総合いたしますと、結局私両方を含んでいるのではないかと思ひます。実際は如何なる手段で行くかというところ、それから内容的な問題

も、これがどうも真相のように思ふのですが、それは私も少し速記録を、ここそこところなるというところを一つ整理して、それからこれは外務大臣の御出席を願つて、この点更に明らかにしたいと思ひます。そこでそういうふうになつて来ますと、今後この法案に基いていふ／＼な措置が国内的にとられます。例えば第二条に規定してあるような標記とか通知とかいふ／＼なことがここに出て来るわけですが、先ほどもまあ手段だけか或いは内容かという問題は別として、事実上そういうことが行われておるといふことは、これは長官の只今の最後の答弁からしても推測できる。それで非常に氣にかかるわけなんです、今後やはり秘密保護法の運用に當つてはアメリカに

一々むずかしい問題について伺いを立てるような、お伺いを立てると言つてはこれは悪いかも知れませんが、いわゆる打診といひますか、又好意的な折衝でも何でも言葉はよろしい。全然関係なしでおやりになるかどうか。何らかのやり取り連絡を以ていふ／＼なことを進められるかどうか。これについて一つお伺ひしたい。

○政府委員(上村健太郎君) アメリカから武器をもらいますについて、先方が秘密としておる事項を双方で秘密保持の措置をとるといふ約束はしておるのではありませんから、アメリカ側と密接連絡をいたしまして秘密の内容容、どういふ点を秘密にするかというやうなところについては当然協議して参ることと存じております。

○亀田得治君 そういう協議は、このMSA第三条の第一項のこの合意、こ

の中に含まれておるといふ解釈でなさるわけでしょうか。

○政府委員(上村健太郎君) 秘密保持の措置につきましては合意をするといふ言葉がございしますが、私も今事実上連絡をいたして行くといふことを申し上げましたのは、時々この武器をもちつて参るわけでありませうから、従ひましてその中のどういふ分が秘密であつてどういふやうな点についての連絡はいたして行くつもりでございませう。併しながら個々の秘密保持についての取締方法とか、或いは罰則についてどういふやうな方法をしなくちやいかんといふやうな干渉がましいことは先方では言つて来ないと思ひたしてあります。

○亀田得治君 その連絡をされるという点についてお聞きしておるのですが、それは条約上の合意という問題じやなしに、實際上の立場から見ても、そういう連絡をして行くのが妥当かと思ふからやるのだ、そういう意味ですか。

○政府委員(上村健太郎君) 仰せの通りでございます。どういふものが秘密であるかといふやうな点については、当方も十分連絡いたしませんでは、秘密保持ができませんので、そういうやうな連絡は事実上いたして行くつもりでございます。

○亀田得治君 これも今までの議事録で必ずしも明確ではないのですが、そういう連絡といふたやうなものは、どういふ機構でおやりになる予定でしよう。

○政府委員(上村健太郎君) 別に特別の委員会を作らうということも現在のところ考へておりませんが、只今のところ

ろでは、恐らくこのMSA条約によつてできまる顧問団との事実上の連絡によつてやつて行くのではないかと現在のところ考へておられます。

○亀田治君　そうすると顧問団の一つの仕事になつて行くわけですね。それから次にそういうふうになりますと、やはりだんだんこの日本の政治との関係が深くなつて来る。

もう一つ具体的にそれじや伺つて見たいのですが、この本法違反の何か刑事事件が国内で起きた、そういう場合ですね。丁度以前の軍機保護法時代に軍機保護法を犯した際そういう事件が裁判所に出来ると、裁判所としてはその問題の対象が本に紙に書いてある秘密事項に該当するかどうか、こ

ういうことを素人ですからわからな

い。そういう関係からよくこういう事件が起きているのだが、これは軍のほうでは秘密と考へておるのかどうか、こ

ういうまあ問合せなかをよくやつておられます。そうすると軍のほうからはそれに対する見解を述べて来る。それが決定的な裁判に対する影響を持つわけですね。その軍しかそれを

知らないのですから、さあどうかなあと思つたつて、あとはみんな想像ですからね。果して法律の条文に該当するかどうか、そのケースがそういうきわどいところになりますと、あとは殆んど想像で、結局はその秘密を握つておる人しかわからない。でこの法律は日本が援助を受けた武器について起る事件ですから、日本政府も勿論秘密を知つておるわけですね。秘密を知つておるのですから、日本政府に対する照会だけでは足りない場合が必ず私用で来るのじやないかと思ふ、具体的なケース

になれば……。これはまあ公とか何とかそういう言葉の意味のときに更に又もう少し詳細にお伺いしたい点もあるわけですが、そういう関連事項が出て来た場合に裁判を公正にやるためには、少しでも疑いが出て来た場合にはそれを調べなければならぬ。調べるのが裁判の公正という点から見れば大切なことなんです。併しそういうことを外閣に照会をするその回答というものは、当然裁判に大きな影響を持つて来る。そういうふうな事態というものを、立案された皆さんのほうでは予想はしておられますか。

○説明員(橋沢全司君)　只今亀田委員のおつしやられましたところを、私も立案に参画いたしました一人といたしまして、非常に心配いたしましたわけでございます。秘密の範囲を特定いたしましたるためには、例えばアメリカの秘密を言うという規定の仕方もあると思ひますが、若しさうな形をとりますならば、日本の裁判所が裁判をいたす上におきまして、一々アメリカに対してこれを問合せをしなければならぬといふことに相成ります。このことは現在のいわけの刑特法のつておるところでございます。併しながら本法案におきましては、さうな立場を全然とつていないのであります。第一条の第三項の規定しておりますところは自然秘密でございます。即ち相当高度な秘密を規定してあるのでございまして、その点裁判所がアメリカ側に問合せるといふようなことは必要ない方式をとつておるのであります。実情を大體想定いたしますと、アメリカ側のほうでこの武器のこの部分をこ

ういう通告が我が国に対してあると思ふのであります。その秘密の内容はその責任官庁である保安庁において十分、了知、これを記録にとどめておかれるのでございまして、若し検察庁におきましてこの法案、法違反の事件を取扱う場合におきましては、保安庁に對してその資料の提出を求める或いは説明を求めるということによつて起訴を決定いたします。起訴されましてこれが防衛秘密に該当するかどうかという点の証拠関係は、検察官が責任を持つて裁判所に提出する、かような関係になると思ふのでございまして、さうな次第でありますから、裁判所がアメリカに對して問合せを出すという事態は私も想定しておりませんし、又そういう事態を防ぐためにこの法案の条文も十分練つたつもりでございまして。

○亀田治君　いゝ御苦心はされておるようですが、例えばこういうことが予想されるわけですね。アメリカが日本に對して秘密保持を要求するのはこのMSA協定、これに基いて要求して来るわけですね。ところが日本の裁判はこの秘密保護法で行くわけですね。秘密保護法の場合には、今までの説明を聞きますと、法律を犯してそれが或る程度公知の状態になる。それが裁判に進んだりいゝとして公知の状態になる。そういう場合に日本の法律では犯罪にならないでしよう。そういうふう

に今までの説明はなつておる。ところがアメリカのほうはその際一体どういう態度をとりますか。おれのはこれは、これ、この秘密というものは保持してもらふ義務が日本政府にあるのだからといふことで、この日本政府にやはり要求して来るのじやないですか。そういう場合に非常に私こ

ういう場合に行き方をしておりますと困ると思ふのですが、どうなんですか。

○説明員(橋沢全司君)　只今の御心配の点は、現在のいわけの刑特法においても同様でございますが、アメリカの軍隊の秘密というものが刑特法第六條によつて守られておるわけでございます。併しながらこれが一旦公になつた場合には、これは刑特法におきまして防衛秘密とはいはしませんので、当然それういものが探知、収集され或いは漏れつされましても、六條違反としての処罰は受けな

いわけでございます。そういう場合にはや

はり照会するといふことになるのじやないですか。又アメリカとしてもそれに対して積極的に見解を出して来ることもあるのじやないですか。

○説明員(橋沢全司君)　その点になりますと、いわけの刑特法とこの法律の立つて方が全然違つてございまして。刑特法の場合にはアメリカの秘密が何であるか、日本側の機関では全然判明いたしておりませんので、その点の問合せをするのがこれは實際上必須の条件になるかと存するものであります。併しながら今回の防衛秘密保護法案によりますと、それらの点は全部日本側の独自の判断でこれが処理できるようになつておきますので、私はアメリカのほうに問合せをしな

なければならないといふような事態は起らないのじやないかと考へておる次第でございまして。

○亀田治君　私の申上げるのは、秘密の指定があつたとしても、これは言葉で現わすわけですね。これが秘密だ、これだけをきつと何かで書いて、こ

こを離れないようにするのならばいいのですよ。言葉の上でこれを表現するわけでしょう。だからこれの一体どこのか、これは当然これが独立して存在しているものじやない。これと

これがみんな結び合つておるわけでは

うけれども、それは今までの立法の経過から見ればアメリカに一応問合せる。これは裁判の構成という面から見ても必要なじやないですか。その結果といふものは被告人には有利になる場合も不利になる場合もありますよ。どつちにしる事態を明確にするといふことが起る。稀な場合かも知れませんが、あり得ると思ふのですよ、そういうことも……。そういう場合にはやはり照会するといふことになるのじやないですか。又アメリカとしてもそれに対して積極的に見解を出して来ることもあるのじやないですか。

○説明員(橋沢全司君)　その点になりますと、いわけの刑特法とこの法律の立つて方が全然違つてございまして。刑特法の場合にはアメリカの秘密が何であるか、日本側の機関では全然判明いたしておりませんので、その点の問合せをするのがこれは實際上必須の条件になるかと存するものであります。併しながら今回の防衛秘密保護法案によりますと、それらの点は全部日本側の独自の判断でこれが処理できるようになつておきますので、私はアメリカのほうに問合せをしな

なければならないといふような事態は起らないのじやないかと考へておる次第でございまして。

○亀田治君　私の申上げるのは、秘密の指定があつたとしても、これは言葉で現わすわけですね。これが秘密だ、これだけをきつと何かで書いて、こ

こを離れないようにするのならばいいのですよ。言葉の上でこれを表現するわけでしょう。だからこれの一体どこのか、これは当然これが独立して存在しているものじやない。これと

これがみんな結び合つておるわけでは

うけれども、それは今までの立法の経過から見ればアメリカに一応問合せる。これは裁判の構成という面から見ても必要なじやないですか。その結果といふものは被告人には有利になる場合も不利になる場合もありますよ。どつちにしる事態を明確にするといふことが起る。稀な場合かも知れませんが、あり得ると思ふのですよ、そういうことも……。そういう場合にはやはり照会するといふことになるのじやないですか。又アメリカとしてもそれに対して積極的に見解を出して来ることもあるのじやないですか。

○説明員(橋沢全司君)　その点になりますと、いわけの刑特法とこの法律の立つて方が全然違つてございまして。刑特法の場合にはアメリカの秘密が何であるか、日本側の機関では全然判明いたしておりませんので、その点の問合せをするのがこれは實際上必須の条件になるかと存するものであります。併しながら今回の防衛秘密保護法案によりますと、それらの点は全部日本側の独自の判断でこれが処理できるようになつておきますので、私はアメリカのほうに問合せをしな

なければならないといふような事態は起らないのじやないかと考へておる次第でございまして。

○亀田治君　私の申上げるのは、秘密の指定があつたとしても、これは言葉で現わすわけですね。これが秘密だ、これだけをきつと何かで書いて、こ

こを離れないようにするのならばいいのですよ。言葉の上でこれを表現するわけでしょう。だからこれの一体どこのか、これは当然これが独立して存在しているものじやない。これと

これがみんな結び合つておるわけでは

うけれども、それは今までの立法の経過から見ればアメリカに一応問合せる。これは裁判の構成という面から見ても必要なじやないですか。その結果といふものは被告人には有利になる場合も不利になる場合もありますよ。どつちにしる事態を明確にするといふことが起る。稀な場合かも知れませんが、あり得ると思ふのですよ、そういうことも……。そういう場合にはやはり照会するといふことになるのじやないですか。又アメリカとしてもそれに対して積極的に見解を出して来ることもあるのじやないですか。

○説明員(橋沢全司君)　その点になりますと、いわけの刑特法とこの法律の立つて方が全然違つてございまして。刑特法の場合にはアメリカの秘密が何であるか、日本側の機関では全然判明いたしておりませんので、その点の問合せをするのがこれは實際上必須の条件になるかと存するものであります。併しながら今回の防衛秘密保護法案によりますと、それらの点は全部日本側の独自の判断でこれが処理できるようになつておきますので、私はアメリカのほうに問合せをしな

よう、いろ／＼な装飾というものが……。だからそういうことで必ずこれは秘密の範囲というものが極めてややこしくなりますよ。そうするとあなたのはうはこれはアメリカが秘密としてゐるものを保護するわけでしょう。日本の秘密だ、こう言っていますけれども、実際は……。これは被告人のほうからその点を明確にしたいというものが出れば、これは当然裁判の構成から言つても、アメリカのほうに照会して見る必要があるのじゃないですか。そういう場合に被告人の要求があつてもそれを認めるのですか。

○説明員(横沢金司君) 例えは或る武器の構造、性能、これが問題になつたと仮定いたしますと、この性能というものはどういふ点が秘密として守らなければならぬかというところは、これは保安庁のほうに当然機密を通じて通告があるわけなんです。どういふ性能が秘密であるかというところは、若し必要があれば当然法廷に提出されなければならぬと存じますが、これは日本の保安庁ならば保安庁の關係者で十分立証ができる。その間の事情も明確になる、かように考へておる次第でございます。

○龜田得治君 明確にならん場合もできますよ。……その次にしましよ。それから次にMSAの三條の例の措置の問題ですね。これにもう一度戻りたいのですが、この條約から言いますと、措置というものは法律であつてもいいし、普通の行政措置でもいいのだ、こういうことは繰返して言われておるわけなんです。それで私のほうからこの点についてもう少し聞きたいと思ふのですが、そうであれば、先ずこ

の國民に迷惑をかけないような行政機關の内部の措置ですね、これは考へなかつたか、こういう点なんです。ともかく機密を持つておるのは政府のほうなんですから、その人たちが十分注意をしておやりになれば、少しも問題が發展しないのです。そこで切れてしまふのです。それを放置しておいて、いきなりこういう立法をする、いわゆる秘密保護というところが當然とされておる、例えはいろ／＼な軍隊、そういうものを持つておるような、そういうところならこれは別なんです。日本はそうじゃないのですから……。木村長官も軍隊じゃないと言つてゐる。従つてこういう国においては先ず行政内部のこと、これに重点を置いて考へ、それでもなおおつ足らないという場合に初めて一般の國民に対する影響のあるような諸問題にまで移つても、これはいたし方ないかも知れませんが、その点についてどう考へておられるか。

○政府委員(上村健太郎君) 仰せの通りでございます。この措置の中には立法措置のみを意味しておるわけではございません。日本政府といたしまして機密の漏泄について先ず第一に行政機構内部の秘密漏泄を防止する嚴重な措置をとりますことは当然でございます。併しこれは法律を要しない措置が大部分でございます。ただ、この法律の中に一部業務上知得したものに於いて現在の保安庁法或いは公務員の罰則よりも強化いたしました点はございまして、この法律を出しましたからと言つて、一般行政官の独自の内部の措置を全然やらないのだということではございません。これが第一義

であることは仰せの通りであると存じております。

○國務大臣(木村篤太郎君) その点私から補足して申し上げたいのですが、無論今龜田委員の仰せになりますように、この秘密になる対象物を取扱う者に対して特別の注意を払ふべきでないか、一応尤もものやうであります。併しこの兵器については、武器についてはこれは外部に出すことがある、或いは修繕をする場合もあるし、又それに基づいて新たに造らせるような場合もあるものであります。第三者が出て来る、これが一つ、もう一つはいろ／＼な観点から……。將來自衛隊となるのでありますから、自衛隊がアメリカから供手を受ける武器等について懸念を以てこれを探知しようという者がなきにしもあらず、これは十分警戒しなければならぬ。それらに対しては内部的に行政措置だけじゃいけないのであります。かた／＼第三者關係が生ずるといふ点から見ても、この法律を制定して最小限の処置をとる、これは私は當然であらう、こう考へております。

○龜田得治君 これは少し事實關係を聞きたいのですが、昭和二十七年の日米間の船舶貸借協定、この七條によりまして、アメリカが日本に貸与するフリゲートの一部には秘密があるとのうに長官もおつしやつておるのですが、その秘密についても秘密保持の措置をとらなければならぬということが船舶貸借協定第七條にきまつておるわけですね。その問題は現在までのうに処置されて来たのですか。又それのために秘密保護法というのが勿論今まで作られておりませんが、少し

も私それで違ふなかつたものと、こ

ういふうちにこれは推察するわけですが、その間の事情を少し御説明頂きたい。

○政府委員(上村健太郎君) 一昨年に締結されました船舶貸借協定の秘密は比較的リーダーの一部等に限定されておりました。フリゲートの中におきましてもその部屋だけは一般の人を入れられておりました。又従ひまして我々關係職員のみに対する措置で足りる点から、特別の立法をお願いいたしておらなかつたのでございます。

○龜田得治君 フリゲートの場合には、これは本會議でも委員會でも幾らかお話を聞いておりますが、秘密の教ですね、教は一体どれだけが本当なのですか。何か余りないとか、例えばとか、そういうような表現しか用いられておらないのですが、教ですね、何力所あるのですか。

○政府委員(上村健太郎君) 現在のところ約五つございまして、リーダー及び射撃艇、無線機、それからCICルームというのがございまして、それらの室内の設備品及び敵味方識別機、こ

ういふものが現在秘密とされております。

○龜田得治君 そういふ五つの秘密に關係のある保安隊の職員ですね、これは何名くらいおありになるのですか、これははつきり計算はつかんでおるが、概略のところを……。

○政府委員(上村健太郎君) 先ほど申し上げましたものは全部CICルームと

いう一つの部屋の中にございまして、CICルームに關係しておりますのは、PFの乗員中せい／＼十人以内くらいかと存じております。

○龜田得治君 フリゲートは何隻でしたかね、現在……。

○政府委員(上村健太郎君) 十八隻でございます。

○龜田得治君 そうすると、今後陸海空、こういう構想を長官が持ち、又それに対する武器援助を期待しておるわけですが、その關係で秘密關係がどれくらい殖えるのです。これも御質問に対してはどうもはつきりとした答へが今まで出ておらないので……。併し私どもが法律を作る以上は、事實關係が明確でなくして適切な立法はできないのですから、そういう立場でできるだけ一つ詳細にお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(上村健太郎君) 陸の關係につきましては、現在保安隊で借りております武器については全然ございまして、従ひまして今後陸の關係について今までの同様の武器をもらへるのでございまして、秘密のものは生じないと思ひます。併し新しい武器をくれるかも知れませんが、これは現在のところわかりません。海と空につきましては、PFにつきましてありますように、こういうリーダー關係、無線機關係等は来る見込みは相当あると思ふのでございまして。なおPFよりも更に高度のものが、駆逐艦或いは航空機等に附いておるといふことは想像できます。併し現在どういふものが来るかということにつきましては、先方もまだ申しませんが、当方も従ひまして承知いたしておる。

○龜田得治君 これは的確なことは援助を受けた後でなければ言えないことでは、大體の見当は付けられると思ひます。付けられるというのは、

○龜田得治君 フリゲートは何隻でしたかね、現在……。

○政府委員(上村健太郎君) 十八隻でございます。

○龜田得治君 そうすると、今後陸海空、こういう構想を長官が持ち、又それに対する武器援助を期待しておるわけですが、その關係で秘密關係がどれくらい殖えるのです。これも御質問に対してはどうもはつきりとした答へが今まで出ておらないので……。併し私どもが法律を作る以上は、事實關係が明確でなくして適切な立法はできないのですから、そういう立場でできるだけ一つ詳細にお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(上村健太郎君) 陸の關係につきましては、現在保安隊で借りております武器については全然ございまして、従ひまして今後陸の關係について今までの同様の武器をもらへるのでございまして、秘密のものは生じないと思ひます。併し新しい武器をくれるかも知れませんが、これは現在のところわかりません。海と空につきましては、PFにつきましてありますように、こういうリーダー關係、無線機關係等は来る見込みは相当あると思ふのでございまして。なおPFよりも更に高度のものが、駆逐艦或いは航空機等に附いておるといふことは想像できます。併し現在どういふものが来るかということにつきましては、先方もまだ申しませんが、当方も従ひまして承知いたしておる。

○龜田得治君 これは的確なことは援助を受けた後でなければ言えないことでは、大體の見当は付けられると思ひます。付けられるというのは、

つまりこちらのほうが一定の計画を立てて要求書を出してあるわけですから、その要求書に対して果してどの程度のものが来るか、これは来てみなければわからない。だから要求通りに来たとした場合には、一体そのような秘密を持つた船、それから船の場合船が何隻くらい殖えるか、これを先ずはつきりしてもらいたい。要求書の通り行つた場合……それからも一つは、空のほうは今度は新しい問題になるわけですから、余りはつきりしたことは言えないかも知れませんが、空のほうもこちらの要求の立場から見ても、数量はさういふ方面が予想される、さういふうな点分けて御説明願いたい。

○政府委員(上村健太郎君) 船につきましては、現在予算委員会でも申上げております通り駆逐艦以下十七隻、七千二百五十トンの船の貸与を受けたというところを言っております。このうちどのくらい秘密を要するものがあるかというところをお尋ねでございますが、船全部が秘密であるというものは恐らくないと思存します。ただP Fにございましては、無線機、レーダー等につきましてはP Fよりも更に高度なものが乗つておることは想像ができると思存しますので、その部分については防衛秘密の指定をすることになるかと存じます。飛行機につきましては、合計百四十三機となると思存します。このうち普通の練習機につきましては、恐らく秘密になる点はないのじやないかと考へられますが、ただやはり船の場合と同様にレーダー装置、或いは敵味方識別機と申しますか、さういふようなものについては、防衛秘密の指定が行われる

のではないかと考へております。従いまして総体のうち何機のうち何機という飛行機全体を秘密に指定するということは恐らくないと思存しております。

○龜田得治君 飛行機のほうはこれは要求されているのは練習機が主なようですが、さうでしようか。

○政府委員(上村健太郎君) 練習機が大部分でございしますが、なおそのほか輸送機及びヘリコプター若干、なお海上の実用機、これは海上の偵察用でございしますが、実用機が数機ということになるかと存じます。

○龜田得治君 この飛行機の乗員というのはいくらくらいですか。

○政府委員(上村健太郎君) 大体操縦者が二人乗りますれば、要員といいたしましてはその倍を予定することになると存じます。ただ航空関係全般といたしましては、整備或いは整備員、或いは地上勤務員、或いは幕僚幹部要員等を含めれば、普通私どもの計算いたしておりますのでは一機について四十人程度の人員を要するかと考へております。

○龜田得治君 大体の見当がそれによつてつくわけですが、さういたしますと、フリゲートでは秘密に關係ある者が一つの船について十人以内、これが十八隻、それから駆逐艦が三つの要求通りもらえらるゝとして十七隻、そのうちの秘密に關係ある者が、これはもろつてみなければわからんということなんです、フリゲートの倍というふうな少しゆとりをとつてみても一隻について二十人、それが十七隻、これも十隻くらいになるかも知れんのでしようが、まあさういふことです。それから空のほうには練習機が主体のようであり

ますから、秘密の部分が少い。百四十三機全部来るか来ないかもこれはわかりませんが、たとえそれが全部来たとして、この三つを全部総合して結局秘密要員といふか、それに非常に関係のある役人といふのは大した数じやないのですね。であつたの見解ではこれを最大限のところまで合計しますとどれくらいになりますか。

○政府委員(上村健太郎君) お尋ねの点は直接この秘密兵器を取扱う人員というお尋ねだと思ひますが、それはさう大した人員にならんとするとは思ひが、お尋ねの通りだと存じます。併し例へて申しますれば、飛行機で言いますれば、この整備要員或いは修理の要員等内部におきましても相当な数になると思ひます。そのほか幕僚幹部の要員もございしますし、或いは学校の教官もございしますし、整備要員等もございします。更にP Fにつきましては、一つの部屋だけが秘密でございまして、そこに入ることは修理等の場合にも入れますが、併し飛行機等につきまして、或いは今後来る無線機等につきましては、民間にオーパーホールさせましたり、或いは修理を民間にさせるというふうなこともございしますので、直接秘密に接觸する人員といふものは数は正確にちよつと申上げかねますが、相当な人員になるのではないかと存じております。

○龜田得治君 その点ほどの程度の範圍の人を秘密にタッチする職員と見るか、これは問題があるかと思ひます。併し八千五百万の国民に比較すると全く九牛の一毛といつてこれは差支えない。そこで私どもが考へてもらわなければならぬのは、その人たちが本

当に秘密を守る、さういふふうな厳正に行動して行けばこれは要らないのです。いや工場に修理に用すとおつしやるかも知れませんが、修理の出方も十分注意されたい、さういふことがいろいろなされて、なお且つこうなんだというところが明確になりませんと、こゝういふ立法といふものは非常にやうな納得しないまま進められて行くやうな感じがするわけなんです。秘密々々と言つたつて、国民には初めから関係ないのですから、問題は役人だけなんです。自分の持つてゐるものが自分のへまで外へ漏れるだけでしよう。いやスパイがおるとか……、スパイがおることは世界中どこだつておる。スパイに取られんように注意したらいいでしよう。それを何かさういふものを処罰するようにしておけば、あいつらは立ち寄らんだろう、さういふやうなことで自分のほうの責任といふものは何か回避される、さういふことじや私はいかないと思ひます。

そこでMSAにも一度戻ります。が、外務大臣はこの措置という問題について、必ずしも一般人に対する罰則を設けるといふやうなことは条約上の義務でない、このことも再三言明しております。これは保安庁のほうでもそのように解釈されておるはずなんです。さうすればこれは後ほど私に、憲法上との關係においていさ／＼お尋ねしなければならぬことがたくさんあるのですが、さうであれば私今日の段階では、先ず行政上の措置を皆さんが牢鑒に準備される、これが必要な段階じやないかと思ひます。今日の質疑の最初にも申上げたやうに、MSAが、条約を自身でまだできてないわ

けです。さういふ意味から言つても先走つてゐる。だからこれは次の国会で、どうもいろいろやつたがさうだといふふうなことからでも遅くないわけなんです。さういふ点から言つても……で、今聞いてみれば、ほんの僅かな人数の人たちに注意してもらへばいい。而もそれも、国会における答弁をみると、どれだけの分量が来るのか、又そのうちにどれだけの秘密が実際にあるのか、これがつきりしておらない、はつきりしておらないといふことを重ねて言つてゐる。そんな対策がほやけたところはどうしてこんな立法措置をされるのか了解に苦しむ。現在官吏が秘密を漏らしたといふやうな場合は、罰則があるでしよう。あれは保安庁の職員はその点どうなつてゐるのです、普通の官吏じやなしに……。

○政府委員(上村健太郎君) 保安庁法に罰則がございします。職務上の秘密を漏らした場合には、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金で科せられたります。

なお、前のほうのお尋ねでございしますが、先ほど長官から申上げましたやうに、一般行政上の措置は十分勿論とありますが、一般の民間業者に対して、修理等についてやはり注文いたしまするし、又諜報組織の進んでおります現在におきまして、官庁の職員のみが秘密保護の万全の措置をとりまして、恐らく不可能であらうと存するのございまして、これは世界各國がさういふやうな秘密保護の特別の立法をしてない国は恐らく皆無であらうと思ひます。若し行政上の措置だけではございまして、さういふ法律はなくていいはずじやないかといふ

うにも考えております。又従いまして行政上の措置は勿論十分やります。職員については厳重な秘密保護の指示はいたしますが、それを以てしてだけでは、到底秘密保護の措置としては十分とは言えないと存じてこの立法をした次第であります。

○国務大臣(木村篤太郎君) なおその点について補足して申し上げたいのであります。今亀田委員の仰せになりましたMSA協定が批准になる、暫く様子を見たらいいじゃないかというお話であります。我々としては、日本の防衛体制を整える上において極めて効果的な、又一面において財政面から考えて安上りのものを作つて行かなければならぬと考えておるのであります。それにつきましては是非ともアメリカから秘密の装備をもらいたい。

こういう観点から見ますと、先ず以てこれの秘密を保護すべき処置をしなれば、アメリカからそういうものはよこさないものであります。暫く様子を見てということでは、アメリカはそういうものをよこしません。それで我々といましては、このMSA協定が批准になりますと、成るべく速かにアメリカから秘密の武器をもらいたいという考えを持つておるのであります。従つて早急に秘密保護の措置をとることが必要だ、こう考えてこの法案の御審議をお願いするわけでありませう。

○亀田得治君 そろなりと、結局こういうことが又聞きたくなるわけですね。この立法は結局アメリカに対する義務立法、こういうことになるわけですね。いやそれは義務じゃないのだ、おれのほうの政治的な考慮でやるのだ、こう言われますが、実際上はそう

じゃない。そういう説明を聞いた感じというものは、結局あれを作らなければよござんのだらう、こういうふうには、第三者は受取る。だからそれであれば、最初の合意というものは、これは非常に突き進んだ合意なんですね。いろいろなことについてアメリカの意思を日本が開かされておる、こういうことになるんじゃないですか。具体的に聞きますが、秘密保護法はおれのほうとしてはいろいろ問題がある点もあるし、時期的にも少し先でもいいし、ともかく秘密保護法なしでも行政的な措置は十分やるから、それでMSAの援助をくれるかどうか、そういう発言はアメリカに対してされたことがあるのですか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 秘密を保護すべき措置をとることはこれは日本の義務であります。これはMSA協定第三條によつてそういう措置をとることになつております。どういふ措置をとるかというところは結局日本国独自の見解でやる。それについてはやはりアメリカの同意を要する、これは当然なことでありませう。そこで我々といましては、この措置をとつてアメリカから成るべく早く秘密の武器の供受を受けた、これなんです。勿論この法律の内容については日本独自でやるということとは当然であります。而して今いろいろ仰せになりましたが、内部の行政措置によつて賄えるんじゃないかというところでありませうが、官房長から今申上げたように、このものについては将来修復もしなくちゃならんし、又複製もしなくちゃならん、これらの点から第三者にこの秘密がわかるわけになります。それから漏れることを我々と

しては防がなければならん、これが一つ。もう一つはいろいろ国際情勢上から、こういう秘密のものを探りたいという動きがあることは亀田委員も十分御承知のことであらうと思ひます。かたがた日本の防衛体制を整える上においては、是非ともさうな秘密の漏洩を防ぐ手段をとることが必要であらうと考える次第であります。

○亀田得治君 国家公務員法並びに保安庁法の秘密保持に関する官吏や職員の義務、この点に関する条項の改正等について、当局ではお考えになつたことがありませんか。

○政府委員(上村健太郎君) 公務員法は私のほうではございせんが、保安庁法につきましては現在改正法案が出ておりますが、これは同様になつております。ただ、本法案におきまして、業務により知り得し、又は領有した防衛秘密を他人に漏らした者或いは過失によつて漏らした者については、第三條及び第四條によつて科懲をいたしておる次第でございます。

○亀田得治君 私の申上げるのは保安庁法における秘密保持に関する条項そのものを取り上げる必要があるのではないか、こういうことなんです。つまり今あなたがおつしやつたのは、この秘密保護法案が成立すれば当然十年以下の懲役、こういうことになつておるから、保安庁法の罰則が改正されたことになる、こういう御説明ですが、そういう間接的なやり方じゃないに、本當に秘密を守るには、先ず保安庁内部がはつきりしなければいかんのだらう、こういう建前から来るならば、私は先ずやるべき措置というものは、保安庁法における秘密保持に関する条項、こ

れを単に罰則が一年以下、三万円以下、こんなことじゃなしにもつと上げる、これは當然でしょうが、単に罰則だけじゃなしに、それに関連していろいろ行政上の措置も伴わなければいけないでしよう、漏れた後に罰する、そういうことじゃなしに、漏れないようにするのために、さういふふうな内部の処置をして行こう、これが先ず出て来るのが本當じゃないですか。その点を尋ねておるのです。

○政府委員(上村健太郎君) 保安庁内部におきます秘密保護の措置といひましては、現在は職務上の秘密といふことで一般に広く網をかぶせておりますが、広く網をかぶせる上において現在の程度で罰則の点は十分であらうと思つております。ただ防衛秘密につきましては、先ほど申し上げました通り、これによりまして科懲をいたしております。

なお普通の法律によらない行政上の措置といひましては、これは立法措置より以上に当然なすべきことは仰せの通りでございます。この条項が成立いたしましたし、更にこの秘密保護法が通過いたしましたれば、私どももいたしましての行政措置は十分にとつて行きたいと考えております。

○亀田得治君 それは十分におつしやいますか、どういふふうにおやりになるのですか、もう少し具体的に御説明願ひます。

○政府委員(上村健太郎君) この防衛秘密の内容によりまして非常に違ふと思つてございませうが、例えば技術等につきましても、或いは構造、性能等につきましても、関係者以外には勿論漏らすことはさせないようになさな

ければなりませんし、或いは書類の保管或いは秘密部分に対する立入り制限、禁止というふうな、各種のものによりましていろいろの措置があらうかと存じます。が、あらゆる手段を講じて秘密保持の措置はとつて行きたいと考えております。

○亀田得治君 やはり国民が開きたいのはそこなんです。国民に対しては、さういふふうな憲法上の疑義を含めながらも罰則を盛つたものが出て来ておるわけですが、それに対して……従つて先ず保安庁の内部がどうなつておるか、これはもう有力な意見です、さういふ考えは……それに対して聞いて見ますと、どうもあらゆる措置を講ずる、あらゆる措置と言つて、国民に対しては具体的にさういふ、さういふふうに出て来ておるの、そんなあらゆる措置では甚だ私は納得できないと思ひます。それは具体的に秘密が減されてみないと、それに応じて措置をとるのだから今は言えないのだ、さうおつしやるだらうと思ひますがさういふことですか。

○政府委員(上村健太郎君) 仰せの通りでございます。現在の秘密、例えば先ほど申上げましたP、F、C、I、C ルームには関係者以外には立入りされておりませう。従いまして関係者以外には立入りしたくないような措置を講じております。従いましてさういふようなものによりまして、これが技術に関する情報でありますれば、書類として厳重に保管をして、責任者をきめて他に取られないように、又他のものが見ることができないように、さういふ措置を講じますし、構造等につきましても同様に、関係者以外には接近をさ

せないような措置をとる以外には、措置はないと考へております。

○龜田得治君 御説明の中で納得できるのはそのフリゲートの秘密の部屋だけなんです。そのほかは聞いていて少しも具体性がない。それはつまりものがないうちに立法をするからそういう抽象的なことしか言えない。私はその点でこれはもう立法の原則を誤つておる。泥棒が八千万人の中で一人か二人おるようだから、窃盗罪を一つ作ろうと言つても、これは納得ができないのと一緒です。だからつまり如何なる具体的なことをと私が聞いても答弁ができないのは当たり前であると思ふ、抽象的にしか答へられない。そして國民にだけはこういうものが出て来る。これはとても納得できませんが、そこでさつきの保安庁法の改正、これは職務上の秘密として、一般にこの防衛秘密だけではなしに、いろいろ秘密も含めておるから一年以下三万円以下、こういうことでこの点は手をつけないで、どうもそういうような意向のようなんです。私はそれは間違ひだと思ふのです。本當の秘密保持の重点は保安庁の職員にある。こういうことがこういう国会の論議になり、いろいろ意見も聞いて、こういうお氣持に若しなれたなら、これはすなわち保安庁法自身を手をつける。一般の職員については現行法のままでいいかも知れませんが、更に別な条項を設けて、そうして規定する必要があると思ひます。そうしませんが、一般の秘密保護法だけで保安庁職員をも規律して行こう、こゝういたしますと、非常な無理が来る。これは無理が来るというのは、こ

れ又第三条の第一項第三号なんかの問題について論及したいと思ふのです。質的に私は違つたものが一つのことろに放り込まれてゐる。私はこれだけには抜いて、そして保安庁法の中に明確にはつきりして行く。これがあなたの内部の秩序を確立する上から言つても非常に必要なのではないか。日本の場合にはほかの外国の例なんかとやうに憲法の建前も違ひますから、そういうことから考へてもそういう立法の方法が正しいと思ふのです。隊員に対する戒めにも私はならぬと思ふ。そういう考へ方はお持ちになれませんか。

○政府委員(上村鑑太郎君) 先ほどから申上げておられますが、防衛庁法の中に、業務によると書いてございまして、保安庁職員が主たる対象になるかと存じております。ただ附随いたしました民間工場に委託をいたしました場合の従業員というものは、併せて入つて来るという関係であると存じます。従ひましてそのうちから保安庁職員だけを抜いて又保安庁のほうに規定すべきだといふお説でございしますが、私どもといたしましては、防衛秘密といふものに中心を置きましたので、防衛秘密を漏らすといふことについては、ここに保安庁職員の分も併せて規定をいたしましたほうが自然であらうと存じます。保安庁職員だけを抜いて保安庁法に書きますれば、第一条から全部保安庁法の中に盛り込む必要があるのではないかと、こゝういふふうに考へます。

○龜田得治君 第一条から更に保安庁法の中で書いてもいいのでして、而も書き方が非常に違つて来ると思ふのです。これは提案理由の説明の中にも、保安庁職員なんかの業務上知つたのを

漏らすのは非常に重大視してゐる、こゝういふことが言われるのです。そういうものと、ほかの國民の一般の秘密の漏洩なんかが一緒になつておること、今の段階では私は非常な問題があると思ふ。そういう立場でこれは申上げておるのです。木村長官がほかの委員会でも言明されておるところによると、武器以外の、例へば国防計画といふ問題は、客観情勢の変化なき限りというふうなことをおつしやつておりますが、これは行政措置で十分だといふような考へを發表しておられますが、間違ひありませんか。

○國務大臣(木村鑑太郎君) 私は行政措置で十分であるといふことは申上げない。私は常に申します通り、独立國家たる以上は、國家の重要な機密があることは申すまでもないことであります。それらの國家機密をどういう工合にして保護して行くか。例へて申しますと、今度自衛隊法が通過いたしましたると、いわゆる第三國からの不當の武力行為を受けた場合に対処して、これに対してどういふ指示をするか、その防衛出動の場合において、出動部隊の人員その他裝備等については秘密を守らなければならぬ。これを國家としては何かの方法で守らなければならぬ。我々といつたしましては、こゝういふ場合においてはやはり防衛秘密保護法で守つて行くのが適當だと考へておりますが、現段階においては、こゝまで行くのはどうかと考へておるのではありません。これは將來の問題といつたして、先ずこれを保護して行く手段

として法案を制定するのが妥當なりと考への下にこれは提案したわけであります。

○龜田得治君 あなたの主観的な考へから言いますと、そういう防衛出動等についての秘密なんか、本來は保持したいのだと、こゝう言つてゐる。併し現在ではそれは遠慮しておくと、こゝういふことです。そういう日本の國內の問題についてはそういう考へが持たれるのに、どうしてこの武器の問題になると、どうしても今出されておるような形の機密保護法でなければならぬと、これが私はおかしいと思ふ。一貫しておりません。こゝういふふうに国防計画や防衛出動の問題であなたが譲歩できる立場がとれるなら、この問題についても譲歩できないことはないでしよう。形式的に言つたつて、何も私も全然それを放置しなさいと言つてゐるのじやない。秘密を守る人たちの内部の固めをかつとしなさい。それに対する罰則の強化が必要ならば、それもいいじやないですか、放置しなさいと言つてゐるわけではないのですから、その程度の譲歩は差支えないでしよう。

○國務大臣(木村鑑太郎君) 私の申上げたのはそうじやないのではありません。我々といつたしましては、このM S A協定ができた以上は、一日も遅やかにアメリカから相當の高度の秘密を要する武器をもらいたい。これができなかったらばアメリカからさういふものはもらひ受けられない。従ひまして早急にもらひ受けたいのは何かの手当をしなくちゃならぬ。そこでこの法案の制定を急いだわけであります。而して行政措置はいかんとすることは繰返して申しま

す通り、いわゆるこの秘密に關する裝備その他は一般の修理、或いは複製といふことについて大きな關係を有し、一面においていろいろ國際情勢から見ても我々のもらひ受ける將來の裝備について、これを秘密を探ろうとする者はなきにしもあらずです。それについては國家として大いに警戒を要する。従ひまして、それらの点についての手當が要るから本法案を制定したわけであります。

○龜田得治君 どうも納得が行かないのですが、アメリカ側のほうがそんなことを日本に対して言うたんですか、この法律がなければ撈助をやらんと、或いはこちらからこれがなければもらへませんかと、こゝう聞いたことがあるのですか、具体的に……

○國務大臣(木村鑑太郎君) そういうようなことを申さなくても、これは立場を変えても當然であります。一國の秘密兵器をほかにくれるのに、それを簡拔けにされては困るのは當然であります。立場を変えてもそうです。日本がアメリカに対して秘密兵器をやるという立場を考へても、それを簡拔けにされるやつを日本の秘密兵器をアメリカにやるわけはありません。アメリカにいたしましては、自分の國において嚴重に機密を保持してゐるやつを、日本で簡拔けにするのは困るのであります。それに対して日本でも同様の措置をとることをアメリカが期待してゐることは當然であります。これがM S A協定の第三条の精神であらうと私は考へております。日本といつたしましては、これらについて十分の保護の措置をとるのは當然であると考へております。

第四部 法務委員会會議録第二十七号 昭和二十九年四月三十日【參議院】

○龜田得治君 アメリカのほうはそんなに、今の御答弁から想像すると、どうも具体的にこの法律がなければ援助が来ないといったようなことを言われたこともないし、こちらからも聞いたこともないようです。だから結局あとは想像なんです。想像という問題になれば、これは我々にも想像の権利があるのですが、そんなにアメリカに遠慮しなくても、アメリカのほうは出したがつておるんだから、少し思い過ぎがあるんじゃないかと思うのです。これは国際情勢の判断が君らと違うんだとおつしやるかも知れませんが、私もはそういふふうに見ておる。アメリカはやはり木村さんのほうで兵隊さえ揃えてくれたら俺のほうはこれを出すからと出したがつておる。それを出す目的は、これはどういふ立場でやつておるか、これは今論ずる場所じやないから私その問題には入りませんが、そんなことは、何もそんなに遠慮しなくてもアメリカは出しますよ。現に外務大臣が、この合意というのを決してそんな一般的な法律まで作ることを意味するんじゃない、結局は高度な秘密は保安庁の上層部の人、そうでないのはどうか部長とか課長なりで、それからもう少し下の者は係長だとか或いは取扱う人、その辺まで知らしてもいい、こ

ういふようなことを要求されておるだけなんだ、あと一般国民に対してやるのは、これは日本のほうでそういうふうには独自に考えておるというのですが、これもどうも今日の質疑を通ずると怪しいのですけれども、ところがアメリカ自身がそういうようなことを要求しておるわけじやないのです。アメリカも、外務大臣を通じてのアメリカ側の意向から言うならば、保安庁内部における職員に対する嚴重な態勢ですね、これをどういふふうに固めた、この説明すれば私十分了解すると思うのですが、これは今からでもそういうふうにおやりになつたつて私は了解してもらえらると思うのです。どうなんですか、これは……

○國務大臣(木村篤太郎君) 重ねて申し上げます。アメリカがMSA協定を作るに際して特に考慮を払つておるのは、将来日本に供与すべき武器の秘密の保護なんです。この保護を守つてもいい。これが第三条の精神なんです。日本といつたしましても、MSA協定によつてアメリカから将来武器の供与を受けるについては、これを守つてやらなければならぬ。又これを守ることが日本の防衛態勢を確立する上において第一の私は要件である。日本自體の利益のためにも守らなければならぬ、そこが私は十分に考慮を払わなければならぬ点だと思ひます。そうして今仰せになりましたように、部内を嚴重にして行けば、こういう法案を作る必要はないんじゃないかということのようでありまして、私は繰返して申し上げます通り、アメリカといつたしましても一番考慮を払つておるの、いわゆる故意にこれらの兵器の秘密部分を知らうとする者があることなんでありまして。それらの者に対して如何にして保護すべきかということに先ず以て考えなければならぬ。内部的の問題ばかりでないと我々考えております。従いましてそれらの点を十分に考慮した上で、保護法案が、終れるだけ絞つて国民に迷惑をかけない限度において我々は提出した次第であります。

○龜田得治君 アメリカで希望しておるのは、決して秘密が漏洩した後に処罰をすることじやない、これはあなたがよくおつしやる通りなんです。秘密を守つてもらうことなんです。スパイ網とかいろいろなことを言ひます。が、秘密が取られる、それに対する処罰を何もアメリカは要求しておらない。そんなことは第二の問題なんです。その漏れないことを考えているんです。だから一番これは突込んでアメリカにもう一遍確めてもらひなさい。漏れた後に処罰なんかしてくれなつて、君のほうは条約上の義務を果たしたとは決して言ひません。私がアメリカの立場に立つたらそう言ひますよ。そこが一番大事なんです。これ……決して条約上そういうことをはつきりと求めているのじやない、それからこれは常識的に考えても、アメリカとしては日本に一つの秘密兵器出すわけじやない。アメリカの国内から見たらこれは或る意味では秘密を外国に渡したことになるんですよ。それで……私はそういう段階においてそんなに高度な秘密というものが日本に来るわけがないと思う。アメリカの秘密が日本に渡るといふのは、アメリカの立場から言つたら、まあ限定された意味で公知の状態に置くことなんですよ。だからそんなことはもう、アメリカの取つて置きの秘密なんというものはあり得ない。若しそういうものが出されるのであれば、この条約の書き方というものはもつと明確であると思う。そんな部内におけるこの秘密の保護の等級、これを確保してくれ、こんなような生まやましい書き方なんかとてもするものじや私ないと思う。そういう實際

の状況から見ても、本当に少し日本のほうでは余り思い過ぎがあると思ひます。これはあなたのは軍隊を作れば秘密保護法があるのは当然前だ、ないのがおかしいのだ、そういうふうなこうずつと戦前から考へ方ね、これは私はやつぱり抜けたいのだと思ひます。だからこういうものをどう何げなく、と言ひましちや少し言い過ぎかも知れませんが、割合軽い気持ちで出しておられるかも知れませんが、実体をもう少しやはり考へてもらつて、そういう点が了解が行けばもう少しこれは考え直して欲しい。私もまあ反対の立場から、特にMSAとの関連において考え直してもらひたいというのですが、これは別個な立場から言つても、どうも中途半端なおかしい法律だと、こういう批判が出て、まあ修正案なんかも盛んにいろいろなことを世間でも言われているような、そういうまあ何と言ひますかね、内外共に本當にこう整つておらない法律だという感じがするのです。だからそういうことが質実応答の中で幾らかでも明確になれば、その点はやはりあなたも反省してもらひなさい、幾ら私もお互いに法案を審議してみたらつて無駄なんです。私どもの懸念しておる、或いは申し上げておることが全然的外れだ、そんなことはおかしいというのなら別ですがね。どうなんでしょう。

○國務大臣(木村篤太郎君) 私は昔の軍隊の考へ方であつたことを進めておるわけじや決してありません。私は公正な立場に立つてものを判断をしておるのではありません。この秘密保護法というのはアメリカから供与を受ける高度の秘密兵器、延いてはこれが日本のものになる、これを保護することが日本の国家の利益と私考えておる。これが筒抜けに外部に漏れるようなことがあつたら、日本の防衛体制の一角は崩れると考へております。真剣な気持ちでおります。で、アメリカで今仰せになつたように秘密でないものを、保護するようには必要のないものをよこすようなことがあるかも知れんということ、断じてさうなことはなないと思ひます。一度公になつたものはこの保護法の対象にならないものである。我々はどこまでも本當の秘密の対象となるべきをこの法案に盛つていつておるわけでありまして、而うしてこの秘密というものを保護することがアメリカのためでもある。私は日本のためだと思つておる。もつてそれを秘密を筒抜けにするかどうか、こういうことなんです。従つてこの法案の目指すところは、我々といつたしましてもアメリカから高度の秘密の兵器をもらひ受けて、その秘密を日本が守つて行こう、これが日本のためだ、こういう真剣な気持ちで我々はやつております。決して生まやましい考へでやつておるわけではありませんで、これは一たび法案が通過しないといふようなことになりまして、アメリカから恐らく高度の秘密の兵器は日本には供与しないだろう。そして日本はそれだけ防衛体制が遅れるわけでありまして、我々といつたしましては是非とも日本のためにこのアメリカから供与を受ける兵器の秘密を保持する必要ありと、こう考へておるのであります。

○龜田得治君 大分議論がこう並行線を辿つておりますので、一応MSAとの関係はこの程度で中止します。

○委員長(都祐一君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(都祐一君) 速記をとつて下さい。

○羽仁五郎君 長官に私から伺いたいこともあるので、是非絶括的の段階でもう一遍御出席を願つておきたいと思ひます。

○委員長(都祐一君) はいその機会は作ります。

それじやどうぞ資料の御要求をお願いいたします。

○羽仁五郎君 只今龜田委員の御発言などを伺つておつても、次のような資料が必要だと考えられますので、委員長において御要求願ひたいと思ひますが、第一は現在までの例の日米安全保障条約に伴う行政協定に伴う刑事特別法について行政上、行政措置としてどういふふうな秘密漏洩関係の措置がとられたか、どういふ案件があつたのか、それが第一です。つまり刑事特別法で今までどんな事件が秘密漏洩に關してあつたのか、それについて知りたいたい理由からであります。

それから第二は、この法案が主としてアメリカの秘密に關して日本の国民の人權が制限される場合があるからで、アメリカの關係で第一に資料として出して頂きたいと思ひますのは、マクマホン法というものが見たいと思ひますがそれについて資料を出して頂きたい。それから第二は、アメリカの秘密に關して外国の人がその自由を制限された幾つかの場合がありますか。これはイギリスの場合には例へばフックス博士の事件、それからアメリカ

自身の内部ではこの間のローゼンバグ事件、そういうアメリカの国内の秘密保護に關して外国人の關係で起つた事件と、それからアメリカの内部に起つた事件、これらに關する資料を我々が今後この法律案によつて日本国民の自由が制限される場合の参考として考えなければならぬと思ひますので、大体以上種類としては三つですが、刑事特別法などに關して秘密漏洩の事件があつた場合の資料。それから第二はマクマホン關係の資料。それから第三はアメリカの秘密についてアメリカから見て外国人及びアメリカ人に關して起つた事件の資料、これをお願いしたいと思ひます。

○委員長(都祐一君) 政府側にお尋ねしますが、只今羽仁委員が指摘されましたような資料早急に御調製になれますか。

○説明員(横沢全司君) 法務省側としての所管事項はいわゆる刑特法違犯事件、この分は早急に御報告申し上げられると思ひます。刑特法の行政上の措置はこれはアメリカ軍のほうでやつておりますので、日本側のはは關係ないと思ひます。刑事事件だけ御報告申し上げることができると思ひます。これは資料といふことではなくて、私の今存じておるところによりまして二事件がございまして、いづれも不起訴になつておりまして、起訴した案件は一件もございせんので、それらについて次の機会に御報告申し上げたいと思ひます。

○委員長(都祐一君) 他の資料につきましても可及的方法を尽されて羽仁委員の御要求に應ぜられるよう政府に要望いたしておきます。

それでは午後二時まで休憩をいたします。

午後零時五十二分休憩

午後三時一分開会

○委員長(都祐一君) 午前中に引続き委員会を再開いたします。

○龜田得治君 本法案と憲法との關係について、少しく質疑をしたいと思ひます。

その先ず第一点は、これは私本會議の質問のときにも、骨子だけはお尋ねをした問題でございますが、要するに日本国新憲法によつて、その第九條で旧來の軍隊という組織が解消されることと明確になり、従つて旧來の憲法を基礎にしてできていた古い刑法で、その刑法の中で日本に軍隊があることを前提にして設けられていた刑法の規定、即ち刑法第三章の外患に關する罪で、この部分が大幅に改正をされて現行刑法になつておるわけですから、それによりますと、結局外患に關する罪といふのは八十一條と八十二條の二つに圧縮をされておる。旧刑法の場合には外國の軍隊と交戦をする場合のことを前提にして、日本の軍隊の秘密を守るといふ規定といふものがこの刑法第三章の中にたくさん存在したわけですから、結局現行刑法では、そういう立場の規定といふものが一切これはなくなつておる。そうして八十一條、八十二條は外國の軍隊が日本に入つて来る、こういうことだけが万

一の場合として予想されておる規定なんです。従つて外國からの侵入があつて、それに対して自然發生的に抵抗する、こういうことは勿論問題でない。これはいつも木村長官が外國から

侵入があつた場合には誰だつて抵抗するのは當り前だ、こういうことをおつしやるのですが、そういう自然發生的な抵抗は何もこれは法の範疇に入つて来ない。そうじやなしに私も今考へておることは、そういう外國の侵入に対する組織的な平生から準備を持つた抵抗、こういうことはやはり憲法九條によつてはつきりとこれは否定をされて、その上に立つて私はこの刑法の改正といふものがなされたものだと思ひます。憲法九條の解釈については、これは随分いろいろな場所

で國會で論議されておりますから、私は政府との見解の違いを改めてここで論ずるつもりはないのですが、ただ、この刑法の外患に關する規定が改正された経過、これはその當時の議事録にも極めて明確なんです。憲法九條の立場から言ふならば、不要な規定が多いからこの二條を整理する、こういう経過といふものが明確に語られておるわけですから、憲法九條だけをつかまえて論議をしていくと、どうも言葉の上だけの論議になつてどつちが現実に即しているのか明確でない点がある。併しこういうふうな憲法から更に一步下つてその憲法に基く刑法、これを見れば明らかにそういう組織的な抵抗といふものを日本が持つことは許され

ておらんのだ。こういうことがいささか私明確にならうと思ひます。私はそういう意味でいわれる今お考えになつておる保安隊或いは自衛隊というものは、よしあしは別として、今の日本の法律体系の中ではこれは許されておらない。あれだけ國民の税金を使ひ、たくさん國民を一家所にまとめておる、而もこれが公けの目的を

持つて……。そういうものが特別な法律の保護を受けない。こういうことは世界中どこにもなからうと思ひますね。ところが日本ではそういう法律の特別な保護を受けておらない。これは非常な不自然なんです。いや、それは追つて刑法を改正して又昔のようにするつもりだと、こういうふうに言われるかも知れないが、少くとも現在においてはそういうふうになつておらない。そうするとそれは將來の問題であつて、現在の法律体系の下において、この保安隊、自衛隊といふものは一種の畸型児といふか、今はそういう言葉ははやしません、一種の私生児みたいなものです。公認されてない。法律が保護しないのですからね。だからそういう状態にある軍隊に対して、軍隊といふか、そういう組織に対してそれに持たす道具、武器、その秘密を保護する手段としてたくさん國民に迷惑を与えるようなことまで一体とれるかどうか、これは私非常に問題だと思ひます。刑法ですら保護してはならないようなものがどうして俺の秘密を守れ、こういうことが要求できるのか。本會議では佐藤長官が一応答弁されましたが、ああいう形式的な答弁では納得できない。憲法の下に刑法も何もあるんだ、先ず憲法の解釈が優先だといふふうなそういう形式論理だけではこれは納得できない。こういう大きな組織が刑法の保護を享受されておる、それがそのままだ。その実質的な点をあなたの見解を更にここで質してみたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) 仰せのようにこの間の本會議の答弁は、どうも四角張り過ぎて又簡單過ぎたということ

持つて……。そういうものが特別な法律の保護を受けない。こういうことは世界中どこにもなからうと思ひますね。ところが日本ではそういう法律の特別な保護を受けておらない。これは非常な不自然なんです。いや、それは追つて刑法を改正して又昔のようにするつもりだと、こういうふうに言われるかも知れないが、少くとも現在においてはそういうふうになつておらない。そうするとそれは將來の問題であつて、現在の法律体系の下において、この保安隊、自衛隊といふものは一種の畸型児といふか、今はそういう言葉ははやしません、一種の私生児みたいなものです。公認されてない。法律が保護しないのですからね。だからそういう状態にある軍隊に対して、軍隊といふか、そういう組織に対してそれに持たす道具、武器、その秘密を保護する手段としてたくさん國民に迷惑を与えるようなことまで一体とれるかどうか、これは私非常に問題だと思ひます。刑法ですら保護してはならないようなものがどうして俺の秘密を守れ、こういうことが要求できるのか。本會議では佐藤長官が一応答弁されましたが、ああいう形式的な答弁では納得できない。憲法の下に刑法も何もあるんだ、先ず憲法の解釈が優先だといふふうなそういう形式論理だけではこれは納得できない。こういう大きな組織が刑法の保護を享受されておる、それがそのままだ。その実質的な点をあなたの見解を更にここで質してみたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) 仰せのようにこの間の本會議の答弁は、どうも四角張り過ぎて又簡單過ぎたということ

持つて……。そういうものが特別な法律の保護を受けない。こういうことは世界中どこにもなからうと思ひますね。ところが日本ではそういう法律の特別な保護を受けておらない。これは非常な不自然なんです。いや、それは追つて刑法を改正して又昔のようにするつもりだと、こういうふうに言われるかも知れないが、少くとも現在においてはそういうふうになつておらない。そうするとそれは將來の問題であつて、現在の法律体系の下において、この保安隊、自衛隊といふものは一種の畸型児といふか、今はそういう言葉ははやしません、一種の私生児みたいなものです。公認されてない。法律が保護しないのですからね。だからそういう状態にある軍隊に対して、軍隊といふか、そういう組織に対してそれに持たす道具、武器、その秘密を保護する手段としてたくさん國民に迷惑を与えるようなことまで一体とれるかどうか、これは私非常に問題だと思ひます。刑法ですら保護してはならないようなものがどうして俺の秘密を守れ、こういうことが要求できるのか。本會議では佐藤長官が一応答弁されましたが、ああいう形式的な答弁では納得できない。憲法の下に刑法も何もあるんだ、先ず憲法の解釈が優先だといふふうなそういう形式論理だけではこれは納得できない。こういう大きな組織が刑法の保護を享受されておる、それがそのままだ。その実質的な点をあなたの見解を更にここで質してみたいと思ひます。

持つて……。そういうものが特別な法律の保護を受けない。こういうことは世界中どこにもなからうと思ひますね。ところが日本ではそういう法律の特別な保護を受けておらない。これは非常な不自然なんです。いや、それは追つて刑法を改正して又昔のようにするつもりだと、こういうふうに言われるかも知れないが、少くとも現在においてはそういうふうになつておらない。そうするとそれは將來の問題であつて、現在の法律体系の下において、この保安隊、自衛隊といふものは一種の畸型児といふか、今はそういう言葉ははやしません、一種の私生児みたいなものです。公認されてない。法律が保護しないのですからね。だからそういう状態にある軍隊に対して、軍隊といふか、そういう組織に対してそれに持たす道具、武器、その秘密を保護する手段としてたくさん國民に迷惑を与えるようなことまで一体とれるかどうか、これは私非常に問題だと思ひます。刑法ですら保護してはならないようなものがどうして俺の秘密を守れ、こういうことが要求できるのか。本會議では佐藤長官が一応答弁されましたが、ああいう形式的な答弁では納得できない。憲法の下に刑法も何もあるんだ、先ず憲法の解釈が優先だといふふうなそういう形式論理だけではこれは納得できない。こういう大きな組織が刑法の保護を享受されておる、それがそのままだ。その実質的な点をあなたの見解を更にここで質してみたいと思ひます。

持つて……。そういうものが特別な法律の保護を受けない。こういうことは世界中どこにもなからうと思ひますね。ところが日本ではそういう法律の特別な保護を受けておらない。これは非常な不自然なんです。いや、それは追つて刑法を改正して又昔のようにするつもりだと、こういうふうに言われるかも知れないが、少くとも現在においてはそういうふうになつておらない。そうするとそれは將來の問題であつて、現在の法律体系の下において、この保安隊、自衛隊といふものは一種の畸型児といふか、今はそういう言葉ははやしません、一種の私生児みたいなものです。公認されてない。法律が保護しないのですからね。だからそういう状態にある軍隊に対して、軍隊といふか、そういう組織に対してそれに持たす道具、武器、その秘密を保護する手段としてたくさん國民に迷惑を与えるようなことまで一体とれるかどうか、これは私非常に問題だと思ひます。刑法ですら保護してはならないようなものがどうして俺の秘密を守れ、こういうことが要求できるのか。本會議では佐藤長官が一応答弁されましたが、ああいう形式的な答弁では納得できない。憲法の下に刑法も何もあるんだ、先ず憲法の解釈が優先だといふふうなそういう形式論理だけではこれは納得できない。こういう大きな組織が刑法の保護を享受されておる、それがそのままだ。その実質的な点をあなたの見解を更にここで質してみたいと思ひます。

で不十分だつたと思います。その点はお詫びしておきたいと思ひます。

今のお尋ねの点は、結局元の刑法が新憲法実施後削除の条文を生じたということと、これは事実として通つてみれば、当時として軍隊といふものがとにかく解体されてしまつたわけでありまして、確かにこれは不要の条文であることは事実であつたわけでありまして。而して今日までこの外敵に対抗することを任務とする組織といふことは今でもないわけでありまして。ところで今度自衛隊法といふものを御審議をお願いして、それが成立することによつて今度は外敵に対抗するような任務を持つ實力の組織といふものができて来たわけでありまして。それで一応の問題として

はそういう組織が憲法の解釈上許されるかどうかと、只今お言葉に出たような問題が第一の根本問題であらうと思ひます。これはかね／＼申上げておりますように、私もその見解としては憲法上否定されておらない。即ち自衛隊のために戦力に達せざる規模の實力を平素から持つことは否認されておらないという考え方でございますからしてその枠内においてその任務を持つ組織された部隊をこの際設けようといふことになつて参つて、そういう点からその持つて来るかといふ話が出て来るのであらうと思ひます。そこで今の第二段の問題として、それにふさわしいような武器が今度MSAの協定によつて日本がもちふることになつた。それに関係してその武器の秘密の問題が出て来てこれを保護することは、結局日本の防衛といふことに直接に關係のある必要なことになつて参るわけでありまして

ら、この際法律としてかような秘密保護法といふものを御提案申上げておられるのが事実の流れであらうと思ひます。

それでそういうふうな考へて来ますといふと、やはり根本は憲法と法律との關係といふことになつてしまひまして、その憲法自身がそういうことを許していないといふ結論になれば、全部これは御破算してあとの問題は出て来る余地はないわけでありまして。そこは私どもとしては憲法上はその限界内においては許されるといふふうな考へておられますから、今申しましたような事実の流れとしてこれが成り立ち得ることと考へておるわけでありまして。

○龜田得治君 佐藤さんに一つ更に伺ひますが、世界のどこかの国で例へば旧刑法の外患に関する規定のように軍隊といふもの、その組織的な抵抗をする、そういう集團、まあ保安隊とかそういうものに関する特別な保護規定がなく、そうしてその隊の持つ武器だけの秘密を保護するようになつて、そういう制度を持つておるところはどうかにありませんか。

○政府委員(佐藤達夫君) 保護規定とおつしやるのは、恐らくそのものを持つておる秘密等を保護するといふ意味だらうと思ひます。その意味では今回の秘密保護法もそうでありまして同時に、先ほど来木村長官にお尋ねのありましたところの、これ以外の一般の防衛計画であるとかいふような広い面の秘密保護を必要とするかどうかといふことを含めてのお尋ねでないかと思ひわけでございます。そういういたしますと、我々としてこの秘密の保護に當つては、恐らくあとから又お尋ねが続いて出て来ると思ひますが、いろいろこれによつて、又國民に対する影響といふことも出て来るわけでありまして。成るべくそういう影響を最小限度にとどめたものとして立法して行きたいという氣持が一方に働いて来る。これは御承知願ひしたいと思います。こういう調子を採つて、今日の結論としてこの保護法案の規定するところによつてやつて行こうといふ形になつておるわけでありまして。

○龜田得治君 私のお尋ねしたのは、この秘密保護法案は裝備品の秘密を考へておる。ところが保安隊の組織そのものは何ら従来のままである。特別の保護といふものはないでしよう。一般の官庁の秘密を守るとか、こんな程度のものでしう。ところがほかの國でも軍隊を持つてゐる以上は、日本の旧刑法の第三章に規定してあつたようないろいろ／＼な基本的な保護、特別な保護とは違つた特別な保護、そういうものが与えられておるはずだと考へる。ところが日本ではそうならぬ状態になつて来ておる。こういう例が外國にあるんですか。身体自身は保護されておらないのに、それに着る着物だけ保護しておく。こういうふうなやり方のごとろがどこにあるか、具体的に御存じでしたらお知らせ願ひたい。

○政府委員(佐藤達夫君) どうも伺つておりますといふと、これは立法政策としてそこまで及ぼす必要があるのではないかといふような問題に尽きると思ひます。そういう法制上の保護と申しますか、法制上の整備が欠けておるといふことのためであるとかいふことは、結局それで自衛隊なり何なりが完全に國を護つて行けるかどうかといふことに私は尽きることだと思ひます。それが足りないといふことではあります。ならば、これは立法政策の問題として國會で更にそれを附加して頂くといふことは、當然國會の御判断によつてきめられると思ひますが、それが本質の問題、或いは憲法問題といふような問題とは直接關係のないことであらう、かように考へております。

○龜田得治君 單なる立法政策の問題ではなしに、これは本質の問題なんです。その本質の問題をただ憲法第九條の解釈なんかでやり取りしていても、これは結局並行線を辿るわけですから、それで聞くわけでは。私は決して保安隊といふ組織体に対して特別の以前のような保護規定を置くべきだ、そういうふうな立場ではないのです。それが欠けておるから附加しなければならぬ、こういうふうな何か佐藤さんが私の立場を推測されて言われておるが、それは全く立場はむしろ逆なのです。だからそういう立場はそういうこととは別に、一体身体は保護しないのに、着物だけを先に保護してあります。そういうふうな妙な恰好になつておるやうな國がどこかに今まであります。か、事実だけを聞いておるのです。知らなければ知らないとお答へになつていひのです。あなたは知つておつても、都合の悪いことはなか／＼言わなかつてもいい。これははつきり言つてもいい。

○政府委員(佐藤達夫君) 御承知のやうに大多數の國は昔の日本の旧刑法時代の軍隊が持つておつたのと同じやうな立派なものを保持しておるのが普通の例でございますからして、今御指摘

の旧刑法にありますが、その條文をそれらの國が持つておるのが普通の例であると思ひます。併し國にもいろいろあります。アイスランドのやうに全然兵隊を持つておらない國もありまして。又西ドイツの例もございまして。それから、例外は又別といたしまして大体はお察しの通りの形になつておると考へております。

○龜田得治君 今あなたがおつしやつた通りだつと私も考へるのです。そうすると日本のこのやうな法制のあり方といふものは、これは誰が考へても不自然だといふのは、結局憲法第九條に關連して旧刑法を改正するときの考へ方といふものは、もうこのやうな組織体といふものは日本の法制からは抹殺するのだ、こういう私は考へたと思ひます。若しそれが漸くして又活きて来るかも知れない、そういう考へ方であれば、それも刑法の第三章外患に關する罪といふものをあいつに整理する必要がある、残して置かれたと思ひます。その当時の立法者は時代が大分違つておるから、うかつに削り過ぎたんだらう、こういうふうな善意で解釈されんこともないのですが、私、そんなものじゃなかつたと思ひます。成るほどそういう細かい点についてはいろいろお考へはなかつたかも知れませんが、削つたといふことは、ともかくもそういうものは必要がない。これは刑法のやうな規定です。念には念を入れて二十年、三十年先のことを考へてこれはいつまでもわけですね。こういう基本的な法律の改正といふものは、だからそれと

の間に非常に矛盾が来ておるわけですが。私は憲法第九条の政府のような解釈が無理だという一つの論拠としてこの問題を実は申上げておるわけです。でその点の説明がともども私には納得ができるような説明が頂けない。まあこれはこの程度にしておきますが、私はそういう意味で本件この立法は憲法に違反するものだ、こういうまあ考え方を持っておるのですが、憲法との問題についても一つ別な角度から更にお尋ねをしてみたいと思います。それはこういう法律ができますと、これは明らかに憲法第三章でいろいろ書いておられます言論とか出版、学問、そういうような憲法の基本的人権の条項に対する制限という面をたくさん持つて来るわけです。これはまああなたのほうでいろいろ説明をされておりますが、この問題について少し突込んでここで討議してみたいと思ひますので、それとの関係をどういふうにお説明になつておるか一つ承わりたいと思います、先ず……

○政府委員(佐藤達夫君) この只今御指摘の關係は現行法であります刑事特別法の場合と全然根本は同じであらうと思ひます。それに共通するものであると思ひますが、要するにこの憲法で保障している基本的人権の保障の仕方と申しますか、或いは見方によつては基本的人権そのもののあり方というところに触れての問題にならうと思ひます。ですが、非常な素人な言ひ方をしますれば、自分のものではない他人のもの、自分のものとして大事な秘密に思つておるものを、我々がそれを勝手に覗いて見るというような自由が大体本来あるのかどうかということまでも

来るわけでありませうけれども、要するにこの言論の自由その他にこの問題は關係はして参りますけれども、それらについてはやはり憲法上の基本的人権の限界というものがあつて得る。その限界はいつも申上げますように公共の福祉というやうなことで押付けられておる。従つて而してこの法案の狙つておりますところは、その限界においての法律の制約であるというふうにお考えしておるわけでありませう。

○龜田得治君 この公共の福祉という立場とこの基本的人権との關係ですが、これは御承知のように旧憲法の際には、いろいろ憲法上の基本的な權利について、法律の定めるところにより云々というふうなことが非常にたくさん付いてゐた。だからそういう意味で旧憲法の際には、法律で或る程度制限ができる、こういうことが初めから予定されておるやうな考え方、併しながらこれも明らかなところですが、新憲法の際には、そういう書き方を殊更にこれはもう避けておるわけですね。で従つてこの原則としては、やはり何と言つてもこの法律を以てしても制限できない基本的人権なんだという、こういうやはり考え方これが私正しい解釈だと思ひます。それから憲法に法律の定めるところにより云々と書いてあつたのを變えたわけなんですから、この言論、出版、学問というたやうなものに關する憲法上の規定というものはこれはもう絶対的なものだ、そういう意味では……でその二つの、旧憲法と新憲法の違いはこれは勿論殆んど通説ですから、これは差支えないですね、政府としても……

○政府委員(佐藤達夫君) おつしやる通り、旧憲法においてはさうなことはありませうから、その点は明白に違つておると考へるのであります。

○龜田得治君 そういたしますと、政府のほうでは、この憲法第十三条の公共の福祉というものを持ち出しまして、基本的人権の制限に本法が幾らかなつても、それは差支えないんだ、こういうふうに言われておるのですが、その二つの立場の衝突ですね。これは旧憲法の場合と相當嚴密な立場をとらなければいかんと思ひますね。よくこの憲法第十三条がどう引合に政府のほうがお出しになる。ともかくいろいろな權利を制限しようという法律が出て来ると、すべて第十三条を持ち出すのですが、この第十三条の場合もこの個人の生命、自由及び幸福の追求の權利、こういうたやうなものが國政の上で最大の尊重を受けるのだ、むしろこの積極的な面から規定してあるのですね。公共の福祉に反しない限り最大の尊重を受けるのだ、尊重を受けるほうの立場から書いてある。そこにちよつと公共の福祉というのをいささか附加してゐる程度に過ぎないのですね。だからこの点はこの規定自体から言つても濫りに持ち出すべき問題ではない。併しこれにどうしても該當するといふ事態が起きた場合には、これは勿論私もそれはいたし方ない。こう考えますが、そこでこの政府のほうで言われる第十三条に本法案の場合には一體該當するかどうか、これは重要な問題だと思ひます。これは決して政府は該當すると思ひ、いやこれに反對のものは該當しないと言ひ、そんな抽象的な論議だけではきまらんとおるのですね。そこで

該當するかしないかの一體限界ですね。何を一體標準にして、あなたはこの第十三条にこの場合は該當するのだとこゝ言われてゐるのですか。私もは該當しないといふ考え方を持つてゐるのですが、これはまあもう少しあとから申上げることにして、あなたが一体これに該當するとおつしやる根拠、具體的な内容、理由をもう少し御説明願ひたい、ただするのだという結論だけではこれは納得できないわけですね。今の憲法の立場から言つて……

○政府委員(佐藤達夫君) 憲法第十三条で普通に言われておりますが、なお一般にはこの十二条の中段からあとに、「又、國民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。」という言葉が十二条にあるわけでありませう。それと第十三条とは恐らく照応して考へられなければならんであらうと思ひます。それとありますが、おおよそ權利、自由といつても、それには當然の限界があるといつても、それは今のお言葉にありまして、今に御指摘の第十三条において、これは立憲法その他の國政の上で最大の尊重をせよと憲法が命じておりますからして、不當な敵國の泥靴に日本の國民が蹂躪されるといふことは幸福追求の權利を害する大きなことでありまして、それから、やはりそれに對しては最大の考慮をせよといふことを第十三条に命じておるといふことから申しますといふこと、やはり日本の國を守るということに手落ちが出て来る。大事な秘密を盗まれるといふことになれば、それによつて多くの國民が悲慘な目にあらうといふことは一應筋道として考へられ

ども、社会生活を営んでゐる以上は、他人の基本的人権、他人の權利、自由といふものとの調和がなければ、世の中といふものは成り立つて行かない。そういう權利はこれは當然のことであつて申すまでもありません。フランスの人權宣言の第四条でありますか、自由とは他の者を害せざるすべてをなし得ることをいふ。それ故に各人の自然的權利の行使は社會の他の各員をして同一の權利の享受を保障する制限のほかに制限されないといふことを言つておられますが、誠にこれはいみじくもその本質を突いたものと考へておられます。今申しました日本國憲法の十二条或いは第十三条の關係も、そういう根本の考え方の上に立つて公共の福祉という觀念を持つて来ておるのであらうと思ひます。でありますからこの秘密保護法の場合で言へば、とにかく日本の國を守るというところがいかにか悪いといひますといふこと、これはやはり憲法上は一応いいことと言わなければならぬので

す。先ほど御指摘の第十三条において各個人の幸福追求の權利、これについては立憲法その他の國政の上で最大の尊重をせよと憲法が命じておりますからして、不當な敵國の泥靴に日本の國民が蹂躪されるといふことは幸福追求の權利を害する大きなことでありまして、それから、やはりそれに對しては最大の考慮をせよといふことを第十三条に命じておるといふことから申しますといふこと、やはり日本の國を守るということに手落ちが出て来る。大事な秘密を盗まれるといふことになれば、それによつて多くの國民が悲慘な目にあらうといふことは一應筋道として考へられ

ることではないか。こういう点から申しますと、やはりこの秘密を守つて行かなければならぬ。そのためには勝手に覗いて見るとは困るよということに罰則を以て臨んでも、これは憲法の保障する基本的人権を侵害したということにはならぬのじゃないか、こういうふうな考へておられるわけがあります。

○亀田得治君 今のいろいろ御説明の中で、一つの問題は、基本的人権といへども濫用してはならないのだと更に十二条も引かれておつしやつたわけですが、それはその通りなんです、それが濫用という事実があるのかないのか。これは私は本法を認めるか認めないか、それが公共の福祉上必要かどうか、この判断に具体的にはこれは必要な問題であると思ひます。そこでお聞きしますが、従来のフリゲートに関する秘密ですね、これは添されたことはあります。

○政府委員(上村健太郎君) 私どもの知つてゐる範囲では添されたことはな

いと思ひます。

○亀田得治君 そうしたら、濫用というのとは一体何のことをおつしやるのかびんと来ないでしよう。濫用ということとは結局は基本的人権というやうなことを言つて、何でもかでもどん／＼探し出して行く、そういうことが一つか二つ少くともなければいかん、が、何もないのです。現に例えばあゝいう教育二法案、今文部委員会の問題になつてゐる、あの場合でもやはり公共の福祉というところが問題になつてゐる。併しこの秘密保護法の場合では、現実の事態というものはよほど違ひますよ。私どもは勿論現実にはいろいろな問題があるとしても、あゝいう二法案には

いろいろな意味でこれは反対ですが、併しあの法案を出されたほうの立場から言つて、例へば二十四の偏向教育の事例、こういうことが文部大臣から説明をされてゐる。その根拠については相当怪しい点もあるわけですが、それは別として、一応そういう何か具体的な形の上における一種の濫用といひますか、そういうことがなければ軽々しく公共の福祉というやうなところに私は今の立場から言つて持つて行けないと思ふ。現在の新憲法の基本的人権の觀念から言つてならばさうだと思ふのです。さういふ具体的な現実の事例といふものを一つも対象にしないで、さうしてあつたやうにさうだろつたやうに臆測だけでやられるのでしたら、この憲法の基本的人権の保障といふものはいつだつてこれは政府が蹂躪できますよ。或いはスト規制法の場合だつてさうでしよう。あの立法の適正かどうかは、これも勿論論ですが、ともかく政府があれを提案する場合には、その当時に於ける電報と炭炭のスト、こういう二つの具体的な事例といふものを労働大臣が持出してゐる。その持出し方についても問題はあつたやうだが、ともかくさういふ現実的な根拠といふものがあるのです。労働大臣はあのストを通じて基本的人権の濫用があつた、こういう意味のことを盛んに言われたわけですが、この場合には例へばその一点だけをつかまえてみても、何を根拠にして濫用とかさういふことを言われるのか。それは具体的な根拠がなければめつたにさういふ言葉を使つて公共の福祉の名において制限法を設ける、こういうことはできません。さう思ひませ

んか。

○政府委員(佐藤達夫君) 今フリゲートの例を引かれたけれども、とにかくこういう法律を作るといふことは、人を縛るといふことを目的とするものでないことは申すまでもないのであります。とにかく大事な秘密といふものは漏れないやうにといふことを唯一の目標としてきておられるわけでありませう。従ひまして今朝来たび／＼當局から申上げておられますやうに、できるだけのことは当局内部の努力によつてさういふことのないやうに努める、これも又当り前のことであるわけですが、併し万一の場合に、それが及ばずして、あつたらどうするか、万一の場合にありと云ふことになれば、これはまさにあつた場合には、現実にはやはりその危険があるわけですから、その場合を想定して、万遺憾なきを期しようといふために、さういふ法律が必要になつて来るわけであつて、併し法律を作つても、今申しますやうに、或いは又刑事特別法の関係の実績も大體示しておられますやうに、人を縛ることが目的ではないのでありますから、縛られる人の出ないやうにといふことは、これは当然当局者として努力をして行かなければならぬ、さういふものだらうと思ひておられます。

○亀田得治君 この点の説明は随分苦しい説明です。それは破防法の場合でもい／＼具体的な問題といふものを言われたわけですが、ともかくその当時におけるいろいろな社会的現実の動きといふものがあつた、さうして濫用といふことに結び付いた説明といふものがなされたわけですが、私は少くともそれだけのことは必要だと思ふ。その出されて来る具体的な事例の適否

は、これは又別個に判断すべきことですが、それすらも出ないといふやうなところに、どうしてこの公共の福祉といふやうなことに持つて行けるか、私はこれは断じてできないと思ひます。これは憲法の本文に何も書いてある問題じやありませんけれども、併しこれは非常に重要なことだと思ふ。刑事特別法の場合でも、これは羽仁委員から資料として提出の要求になつておられるわけですが、これは勿論事実が少し違ひます。日本におけるアメリカ軍の持つておる武器の秘密といふことですから、事案は少し違ひますけれども、それにしても起訴されたものが一件もないといふ御報告です。だから恐らく何かちよつと間違つてさういふ疑いを受けたといふ程度のものが二件ばかりあつただらうと思ふ、現実には……さうすると極めて今の日本の国民はほかの問題は別として、さういふ問題に関する限りは、決して基本的人権の濫用といふ立場には立つておられない、さう断言すべきだと思ひます。更に御参考に桃沢さんでしたか、午前そのことをおつしやつたのは、これは資料が恐らく手元にはないので、いづれ出されると思ひますが、その二つをちよつと取調べるという話もあつたわけですが、これに関連して詳細なことはいずれ羽仁委員にお答え願ひたいと思ひます。

○説明員(桃沢金司君) あのまま本省に帰りませんでしたのでまだ見ておりませんが、件数は二件あつたといふことだけ存じておられますので、早い機会に実例を御報告申上げたいと思ひます。

○亀田得治君 むしろその答弁の態度によつて、如何に輕微なものかといふことがわかるくらいです、稀にしかない問題ですから……。それを担当の法務省の人が、ともかく二つほどあつたやうだといふふやうなことを言ひたいくらいに小さいことなんです。おおよそこんなところにどうして濫用とかさういふことが出て来るか、絶対にさういふことは言えない、これが一つの問題……それからもう一つは、この基本的人権を制限するための公共の福祉といふことの概念を持出すことが適當かどうかといふことの判断の一つの問題として更に確めたことは、これは保安庁長官にこの基本的な立場だけ先ずお答え願ひたいのですが、長官は衆議院等におきましてともかくこの秘密保護法は軍機保護法なんかとは基本的な違ひがある、さういふ意味合いのことをおつしやつておられます。これをもう少し、さういふ立場でさういふことをおつしやつておられるのか、掘下げて御説明願ひたいと思ひます。

○國務大臣(木村篤太郎君) 先ず申上げたのは、只今御審議を願つております秘密保護法であります。これは極めてその対象物を、言い換へますと、保護されるべき秘密のものを限定してあります。第一条第一項の第三号アメリカ合衆国から供与される装備品について左に掲げる事項、構造、又は性能、製作、保管又は修理に関する技術、使用の方法、品目及び数量、これだけに限定してある。ただこの二において供与される情報も極めてこのうちに限定されておるものでありまして、旧軍機保護法のごとく軍事上の秘密を要する事項、殊に作戦用兵、動員実施その他に関するものまでもこれは広く規定してあります。対象物が只今御審

議を願つております秘密保護法と著しく相違をしております、これを申し上げたいのであります。要は国民の権利義務に重大な関係がありますので、この秘密を保護されるべき対象物をできるだけ絞つて、それで旧軍機保護法のごとく広汎なる対象を持つていない。これが根本的に相違しておる点であります。

●龜田得治君 それは現われた法文の形についての大きな違いを長官が今説明をされたわけですが、私の一番お聞きしたいと思つておることは、昔の軍機保護法の時代には、国民も全部軍隊、これに対して一つの肯定的な考え方を持つておりました。生れるとすぐ二十になつたら兵隊に行くのだとか、そういうことは自然に全部保持の中に入つておりました。そういう自然の国民感情を背景にして組織もでき、又それに關する広汎な軍隊の保護規定も成り立つて行つた、私はそう考へる。で、この本法と一番違ふ点は私はその点じゃないかと思ふ。現在の段階では旧軍隊のような国民感情というものは、今の保安隊なり自衛隊に対しては、とてもこれは成熱しておらない、これが一番大きな違いです。この点はどういふふうにお考えになつておられますか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 只今の国民感情にいたしましてはそうなる。外敵の武力攻撃に対しては日本を守つて行かなければならぬといふこの国民感情は十分あると思ひます。それでない日本の独立が維持できない。その日本の外部からの不当な武力攻撃に対して日本を守るといふ感情の下に、我々としたしましてはこれを守るだけの手当はしておかなければならぬ。それに

はアメリカから供与を受ける秘密武器の保護も必要であらう。こういうことは当然のことであらうと我々は考へております。

●龜田得治君 旧時代と余りその点についての国民感情が違ふまいにおつしやいませが、これは非常に違ひがあると思ふ。それは旧時代には軍隊をとにかく否定する、こういう考え方は極めて数から言つて少いのです。現在例えは堂々と大きな政党から見たい政党もあるわけですね。それが投票においてやはり出て来るわけですが、これは大きな違ひですよ。国を守る、これは勿論以前も今も同じです、つまりその守り方についてはやはり大きな違ひが出ておると思ふのです。いや、守らないと言ひますか、軍隊を否定するといふのは、相當議員の数から言つたつて少いじやないか、こうあなたは併しこの国民感情といふような立場から考へますと、以前とは雲泥の差がある。このことだけは認めなきやならん。現に今保安隊は拡張されるんでいろいろ募集もされておる。この間からあつてですね、なか／＼募集がうまく進まない。こういうふうなことも聞いておられますが、そういう一つの事例からはつきり肯定できると思ふ、その点の大きな違ひがあるといふことは……その違つておるのを今後それじやど

うして行くか、これは問題だらうと思ふのです。これは木村長官が大いに苦心されておる問題だらうと思ひます。それに大きな国民感情の上の違ひ、これは私認めざるを得ないと思ふのです。これは重ねてお伺ひします。が、どうですか。それから今私ちよつとしやべりながら思ひ付いた保安隊の募集の状況ですね、これは甚だあなた

の意に満たないような状況であるといふことを私承つておるんですが、その具体的な状況はどうなんですか。●國務大臣(木村篤太郎君) 只今保安隊の募集の状況如何、どういふ情報

を根拠にされて申されたかわかりませ

ん。或いは今朝の朝日新聞の三面です

か、あの記事を或いは根拠にされておるのかもわかりません。募集の進捗状況は極めて良好であります。只今もその報告を受けて来たわけでありませう。

それから旧軍隊のあるときとよほど国民感情は相違しておるではないかと

いうことでありますが、軍隊、いわゆる再軍備に關する關係については、よほど議論がありませう。併し少くとも日本国民の大多数は不当な外部からの侵略に対しては、これは守つて行か

なくちやならないといふことにおいて

は、私は大多数の者は共鳴するだらうと思ひます。その方法についてはいろいろありませう。併し少くとも現政府においては、只今の保安隊を自衛隊として、外部からの侵略に対してはこれをどこまでも阻止する方法を講じな

くちやならぬ。それについてはこれにアメリカからの供与を受けるべき秘密兵器を十分保護して行かなければならん。これが国を守る第一要件であらう、こう考へておるのであります。国民も又その点については私は共鳴されることと信じております。

●龜田得治君 これは保安庁長官の甚だ一方的なその点は私結論だと思ひます。そういうまあ見方をしたいといふ

氣持もわかるし、又或る程度そういうことも言える点もあるでしようが、私は比較をしておる問題なんですね、旧軍隊の時代と……これはもう非常な大きな違ひがある。そこで結論として申上げたいことは、以前であればこ

う秘密保護法を作る、秘密保護法の内容自身について国会でもいろいろ軍機保護法制定のときでも御議論のあつたことも、これは私も記録で承知しておる。併しこれを絶対的に否定する

という立場の議論は、或いはその当時もあつたかも知れませんが、私が調べた範囲では知らない。今日の状況は違ひでしやう。だからつまりその當時はそういう軍機保護法、これは自然

的な国民の感情の中では認められておる問題なんですね。併し今日ではそうじやない。これは政府のほうが無理やりこゝう法律を作るから、法律によつて作られて初めてこれが悪いことといふことになるわけなんですね、今日の感情から言つたら……この点に大きな私その当時と違ひがあると思ふ。こういふことはどうなんですかね。これは佐藤さんなんか法律を作る場合の背景といふものは絶えずお考えになつておると思ふのですが、この法案を作成される場合でも、そういう一つの国民の感情といつたようなことはお考えにならなかつたのですか、どうなんですか。大事なことなんですがね、公共の福祉といふことに關連して考へれば……

●政府委員(佐藤達夫君) 今お言葉に出て来ましたやうな、これは私どもとして

しては実はこの法案そのものを審議する際の態度としては、むしろ率直に言つて、主従の關係から言へば、従であると申してよろしいかと思ひます。ただ今お言葉にありましたやうに、この法律自身によつて憲法上保障されている基本的人権がどうなるかといふことは、もう先ほど来お話し上げておりますやうな趣旨で十分考へ、考慮してこの法案を提案しているわけでありませう。

●龜田得治君 それから更にこの公共の福祉に關連する問題として考へて頂きたい点は、苟くも公共の福祉の名において基本的人権を制限する、そういう法案を出す以上は、法律の内容がま

あ個々の内容じやなしに、法律の目的です、これがはつきりしておらな

それは問題ないかも知れん。併し私どもが基本的人権を制限するに足る公共の福祉、そういう公共の福祉というも

のがこの法案の中からにじみ出て来なきや私ども承知できない。これが一体どこにあるのです。極めてあいまい、そうでしょう。目的も書いてないし、例えば言葉づかいから言つたてね、日米相互防衛援助協定に伴うこういうものが一体必要かどうか、これは大変な問題があるでしょう。そうかと思うと、第三条の第一項の第一号に「わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて」、「わが国の安全」という言葉が出て来る。甚だ不明確なんです、どこに狙いがあるのか。こういう、これはまあ一つの手段の問題について申上げてゐるわけですが、あいまいなものであつてはならない。公共の福祉を理由にする場合にこの点をどうお考えになつておられますか。

○政務委員(佐藤達夫君) おつしやる通り、目的を第一条に書くこともあり、或いは更に今の警察法のように並文という形で堂々とその精神を謳つておるといふような立法例もいろいろございます。それはその通りであります。ただ、これはそのこと自身が法律の實質に關係のあることかどうか、必然的にそういふことが必要であるといふことになるかどうか。これは今までの法律にそういふことが余りなかつた。それもお言葉の通りであります。例へば先ほど御指摘のような条文を全くおる元の刑法においても、何ら例法の目的の条文もなしにとにかく行ておるわけでありまして、そのこと自体は必ずなければならぬといふものではないと思ひます。併しあつて決

て悪いことはないのでありまして、その点は一向私どもとしてはこたわつた氣持は持つておりません。

○龜田得治君　じやその点もう少し解明してみたいと思いますが、これはほかの質疑の際にもたくさん出たようでありますが、アメリカから日本に秘密が供与される。供与された秘密というのは、秘密を含む武器というものは、これは日本の武器なんですね、供与されてしまえば……。私は決して日本独自の秘密保護法をもつと強い立場で作れ、そういう意味でこれは申上げろわけじゃないんですが、考え方というものは、供与されたものについてまでアメリカから供与された云々というよりなことをどうして法文の中で書く必要があるのか、こういうものは取つてもいいんじゃないですか。書いてまゐるのは題目の形容詞と、第一条の第一項、第三項の第一号ですね、それから第一条の第二項。ここに「アメリカ合衆国政府」云々というようにことが今計四カ所書いてあります。こんなことは要らんことじゃないですか。これがないからといって秘密保護法の内容がいろいろが変るわけじゃないんでしやう。政府のはうで保護しなければならぬ秘密というものはこれ／＼これだけだ。これは午前中の、フリゲート艦か或いは新たに援助を受けると予想される艦艇、或いは飛行機、そんなものゝ具体的にわかつてゐるわけですかね。それをただ具体的に国民に明白したらいふことなんです。私はこううところにこの法案の非常に思想上混亂があると思います、提案者自身に……。これは是非とも必要な形容

なんでしようか。私、取つて差支えないと思いますけどうなんでしょう。

○政府委員(上村健太郎君) 第一の点の供与された武器は、日本の武器となることはお尋ねの通りでございます。なお供与されたという点を取りますと非常に広くなりまして、まあ広くなりまして「防衛秘密」として指定するものもあるものはそのうちの特定のものでございますから、適用は広くはなからんと思いますが、併し現在のとここの「防衛秘密」というものは第一善的には日本の秘密ではあります。併しながらアメリカから装備をもらいますについて、アメリカにおいて秘密とされておらるのを同時に日本において秘密とする必要がありますから、こういふふうな規定の仕方になっておりますので、これを取りますれば日本独自の武器、アメリカからもりません武器について「防衛秘密」として指定するものがあり得るという結果になります。現在のところでは米國から供与される装備品等についてのみ規定しうという趣旨とは少し違つて来るのではないかと考えております。

○龜田得治君 この形容詞を取つた
らといつて、秘密にする対象とい
うのは政府の方針はきまつておるの
から、そのことを具体的に法文の中
現わせばいいわけでしょう。或いは
それは法文に現わすには少し長過ぎ
たとして技術上不体裁だといふこと
ならこれは例えば第二条でいろ／＼な措
置があるわけでしょう。その措置の際
そのものに対してだけ措置をすれば
いいわけでしょう。それは私たとえこ
ういふ法案を作るにしても、こうい
うの国の名前がたつた五力条が六力

の条文の中に四つも出て来る、これは甚だ不体裁だし目障りですよ、こういうものは単なる形式的な目障り、不体裁じやなしに、つまりここに立法者の何といいますか、混迷があるのです。お尋ねしますが、それではMSAをもちつた日本以外の国ですね、これは自国の秘密保護法に関する法律の中で、アメリカというような言葉は使つておらないでしよう。これは従来からすでにある法律を利用しておるはずだからないのが当り前だと思うのですが、これは一応確めておきましょう。うろたえてMSAをもちうからといって、従来のも秘密保護法の中に何かさういう言葉を入れた国がありますか。

○政府委員（上村備太郎君） アメリカが他の諸外国との間に M S A 協定と同様な協定を持つておりまして、且つその協定の中にやはり秘密保持の規定を入れております。併しながら日本以外への国は独自のものと強い秘密保護法を持つておりまして、従つて改めて秘密保持の立法をする必要がないから、特別にしておりませんが、日本におきましては一般的なこういう取締法令がございませんで、条約上の義務を履行するために、この種の法律が必要であると存するのであります。ただ、口本独自の秘密までも今回立法措置を必要とするかということについては、まだそこまでは行つておりませんので、アメリカから供与されます武器の秘密についてのみに書きまして「秘密保護法」として日本は日本独自の立法で指定して行かうという関係で立法しておるわけでありまして。

○亀田得治君　そういう政府側の説明は何回も記録でも見るわけですが、

国は基本法があるからそれで日本と違
うのだと言われるのですが、基本法が
ありましようとも、或いは新たに法律
を作る国でありましようとも、独立国
であればそれが正しいのじやないのだ
ですか。おれのほうは改めてやるのだか
ら……。どうしてアメリカという言葉
を再三この法律の中に入れる必要があ
るのです。

○政府委員（上村備太郎君） 御質問の御趣旨がどうももつと広いものを作れたいというお話のように承わるのですけれども、現在のところといったしましては、アメリカ合衆国から供与される装備品についてのみに規定する程度で足るものではないかというふうに考えておる次第であります。

○龜田得治君 いや、そんなことを言
つておるのじやないのですよ。秘密保
護の範圍は、これは午前の具體的な説明
で私ともわかつたのです。あれだけし
かないわけです。本当から言つたら、ま
うあのことをこの法文の中に書いて、
らえば、アメリカから持つて来てど
ころとかややこしいことなんか書か
ないでいい、はつきりしていい。だから
何もアメリカという言葉を抜いたか
らといって、法律の適用範圍が拡がる
わけじやないのですよ。ちつとも拡が
んのですよ。拡がるようにするかと
かは、例えば第三条の措置やいろ／＼
なことによつて政府自身がきめるこ
なんです。拡がらんようにしようと
えは幾らでもできます。だから私は
局この法律の狙いというもののが非常
昏迷しておる、こういうことを実は
こで申上げておくわけなんです。こ
も私本會議でちよつと触れたやつで
が、例えば滿洲国の軍機保護法です

これは資料の中にありませんが、ああいう日本のもうまるで傀儡政権ですね。そうして日本からいろいろな武器援助を受けて満洲国軍隊というものが成り立つておつた。そういう国でも全文二十カ条の軍機保護法というものを保持していた。その際に日本のことなんかそんなものを一つも書いておりませんよ。ただ最後の第二十条に、本法の罪については攻守同盟国の軍事上の秘密はこれを帝国のものとし、攻守同盟国以外の外国人の団体はこれを外国と見なす。こういうふうな書き方、つまり攻守同盟国というものですから、日本とかドイツ、そういうところの軍事上の秘密は、これを満洲国の機密と同じように見なしてそして取扱つて行く、こういうふうに附け足しにこれを使つておるだけなんです。これは当然なんです、独立国と形式的にでも言う以上は……私はこういう意味で、こんな秘密保護法というのは世界にもこれはもう実例稀なるものじやないかと、こう思うのです。是非こういうものはもつと明確にしてもらなければいかん。たとえ公共の福祉というものを提出すにしても、こういうことが明確にならない場合には、公共の福祉というふうなことを使つちやならない。勿論満洲国の程度くらいは戻さなければ駄目ですよ、形式自身を……

まあこの問題はこれ一つこの程度にしておきますが、それからもう一点です、政府のこの考え方でいきますと、MSA並びに船舶貸借協定以外の武器援助の協定が日本とアメリカの間で行われる。こういうことになれば更にこの法律を改正する、こういうことになります。

○政府委員(上村健太郎君) お尋ねの通りでございます、その際には第一条にその協定が追加されて、改正案として御議決を願わなければならんと存じております。

○龜田得治君 かなりなりますと、なお更この法律の独立国たる日本の主権というこの問題と関連して批判されておる問題が一つ出て来る。そんなに外国との協定のたびごとに法律を変えて行く……、おかしきことですね。而も現在すでに逐逐艦なんかの問題については、保安庁のほうで交渉しているでしょう。それが遠からず、まあ希望通り行くか行かんかは別として、幾らかのものはまとまるわけなんです、そういう立場から考えても、こんな立法の形式は実に私はおかしいと思つておる。これはその逐逐艦なんかはどうか、これはその逐逐艦のほうで相当折衝を進められておるようですが、法律というものは飽くまでもやはり事実を基礎にしてやるべきものですから、そういう事実が遠からずあるということなら、その点だけからいつてもこれはおかしい、それができたら又改正するでしょう。その逐逐艦の交渉はこれはまとまる見込みがないのでしょうか。

○國務大臣(木村篤太郎君) MSA協定以外にこの供与を受けるべき船については、現在今交渉中であります。これは私はまとまることと思ひます。そこでまとまらなうきに又これは今官房長から申上げたように、この法律の改正を審議して頂くと思ひます。私はそのほうが民主主義だろつと思ひます。取りあへずこのMSA協定に基いて、アメリカ

に對して、こういう一つの措置を施すべき義務が起つたんですから、それについての法律案を制定して、国会の審議を仰いでおる。又は原則的に見ればこれを改正することについて国会の御審議を願うということは私は民主主義のあり方だと、こう思つております。

○龜田得治君 これは民主主義のあり方というよりも、むしろ従軍艦のあり方ですよ。そういうものは外国から見てもおつたら不思議に思ふだらうと思ふのですよ。お前のほうで秘密が必要なら独自に秘密保護法を作つたらいいじやないか、なぜ出さずはるからの状態によつて、そのときそのとき変えて……、おかしいですよ。

○國務大臣(木村篤太郎君) 只今龜田委員のお話を承つておりますと、日本で独自の国家機密の防衛保護法でも作つたらいいじやないかという御説に聞こえるのであります。我々も理想的に言へば、さうであつて然るべきだらうと思ひます。併しこれについてはこれは国民の権利義務について重大な影響を及ぼすわけでありますから、慎重になお我々は検討を要する、こう考へております。従ひまして先ず目下の急務でありますMSA協定に基く秘密保護に關しての法案を御審議願うことが私は最も妥当な考へたと考へております。又このMSA協定以外に船舶貸借協定ですか、こういうものができますれば、これ又国会に御審議を願つて、それに基いてこの法案の改正をするというところが民主政治のあり方として極めて私は妥当と、こう考へております。

○龜田得治君 秘密事項を少くしておけば、何か国民が安心してそうして簡単に通してくれるだらう、こういうふうなお考えがその背景にあるんじゃないかと思ふのです。

○國務大臣(木村篤太郎君) そうではあります。我々といつたしましては成るだけ国民の権利義務に關係あることは慎重に取扱わなければならん、又この対象物も極めて明白にしておきたい、漠としたことではいかん。そうすると国民に迷惑をかけるような結果になるかも知れらん。従つてアメリカから供与を受けるべきこういう装備品、これに極めて限定してあれば、私は国民に對しても大巾に迷惑をかけずに済むだらう、こう考へておるのであります。

○龜田得治君 それでは最後にお尋ねしますがね。然らばこの法律の第一条の目的、こういうことを書いてもいいということですから、仮に書くとするのです。書くとしたら一体どういふふうにお書きになるのです、言葉はどうでもよろしいが、その概略……、目的の書きようがないでしよう。

○國務大臣(木村篤太郎君) 目的を書くなくともこのままで極めて明瞭であらうと思ひます。アメリカから供与を受けるべき装備品について秘密を保護する、これで極めて明瞭であります。それは要するに日本の自衛態勢を整へる上について極めて必要なことである。要は日本の安全を護るためだと、これに尽きるのであります。結局は日本の安全を護るためにやるわけなんです。

○龜田得治君 そうするとどうなんですか、わからんです。あなたはその文章の中で二つのことを言われておるの、アメリカからもらつたものの秘密、それを守る、結局は日本の安全を

も護る、どこなんです、これの要点は……。

○國務大臣(木村篤太郎君) 結局は日本の安全を護るわけなんです。アメリカから供与を受けるというのと、日本の安全を護るためなんです。そこに尽きるので。

○龜田得治君 そうしたらアメリカから云々というふうなことは、もつとこれは落してしまつて、端的に目的というのを明確に書いたらいいわけですよ。

○國務大臣(木村篤太郎君) アメリカから供与を受けるべきものが只今この法案を作成するときは限定されてないのです。特に御注意をお願いしたいのは、今後アメリカからどういふものを来るか、一度に来るわけじやないのです。これは回を逐つて私は来ると思ひます。従ひましてそれがはつきりもうもらひ受けておれば、これはあなたの仰せのように限定せられていいでしょう。さつきのお話のようにフリゲートに装備しておるあれだけのものと、はつきりわかればそれでよろしい、そうじやないのです。これは回を逐つて私は供与を受けるべきものと承ひたしております。従つて将来のことを考へてアメリカから受けるべきものとすることは法案の体裁上私は妥当であると思ひます。

○龜田得治君 午前中の質疑の際に、どうも私のこの法案は政治的な含みがあるやうな感じを受けておる。それはこの法案を作らなければ秘密保護兵器をもらふのに支障がある、こういうことをあなたに言われておる。まあそういうあるかないかは、現実にとりあえずアメリカと交渉された結果ではないやうで

すが、そういうふうにお考えになつておる。何かそういう政治的な一つの思惑で、こういうものが出されておる。この感じが極めて強いのです。それでそこに又公共の福祉にもどるのですが、そういう思惑なんかで、いやしくもこの基本的人権が簡単に制限されると、そういうところに持つて行くべき私はものじやないと思う。こういう確信をしておるのです。はつきりしなればならん。その意味で目的というものは明確じやないか。今お聞きしておつてもどうもはつきりしないのです。それから我が国の安全も、こういうこともこの条文の中では一回しか出ておらんのです。従つて私もはこの安全自身もそれじや一体安全を今までに害されたことがあるのか。先ほど実害という問題について聞いた、それもあつて程度でしょう。だからその点から考へてもどうもこれはただ体裁、悪く言えば他のはかりはこういふうにしてやるのだから、一つあなたに安心して出して下さい。そういうことにこの公共の福祉というものを、政府の公共の福祉権の濫用だと私は逆に思ふのです。(「その通り」と呼ぶ者あり、笑聲)本当です。これは実際公共の福祉というのを本当に行使する場合に、これ／＼これ／＼の条件がなければいかんというのを憲法に書いてないものですから、盛んに佐藤法制局長官なんかもそれを出されるのです。が、非常に私は問題だと思ふ。教育二法案、スト規制法、破防法、そういう具体的な場合には最初に申上げたようであつた。批判は別としてあつた。それ

がないでしよう。国民の自然的な感情、これが熟しておらないことはこれは事実なんです。熟しておるとあなたに盛んにしやつちよこ張りませうけれども、これは決してそうじやないです。少くとも相当多数の人が国会議員としてでも反対する人がたくさんおるのですから、これから何です。この間の公聴会なんかを聞きましても、選挙のときなんか左派社会党なんかに票がもらえない人で相当批判的な意見が出ておる。これは国民の自然的な感情が熟しておらんとする。国民の自然的な感情を尊重することこそ公共の福祉に合致すると思ふ。

それからもう一つは、この狙いがはつきりせん。これは幾らお尋ねしても、今までのあなたの記録を私非常に善意に読んでおつても、どうもはつきりしません。それを確かめてもはつきりしません。私はこんな状態で、政府はこの公共の福祉は用いられない、この結論付けざるを得ないので、こう最後の結論を長官並びに法制局長官から一つ責任のあるところを、幾らか紳士的にやつてもらひませんか、そういう気がするんだが併しまあ、それならこれはわかりませんが、一方的に押切られては困る。お前は実害がないと言つておるが、これ／＼の被害があるといふ具体的反撥されるならば私は引込みますが、そうでなければその答弁といふものは紳士的であつて欲しい。最後に一つ両者の答弁を聞きたい。

○国務大臣(木村篤太郎君) 私は紳士的に申上げます。そこで実害がないからどうということば、これは非常な思ひ違いではなからうかと考へます。実害があつたら困る、取り返しつかない、これはほかのことと違ひますから、防衛秘密がほかに漏れるようなことがあつてはいけません。これはよくとお考へ願ひたい。我々も何もすき好んでかような法律を出すわけではないのであります。真剣に考へておるのです。御承知の通りアメリカのようなあつた国においてすら、いろ／＼スパイ活動があつて秘密が漏洩されて困つておるのです。今後日本の防衛態勢を整える上においては、どうしてもアメリカから相当高度の秘密を要する装備の供手を受けなければならん。そうするとどうしでもこの秘密を守る手立をしておかなければならん。アメリカから安んじて日本に供手させるには、やはりMSA協定第三条の措置をとつてもらひたいといふことなのであります。これは日本として供手を受けるからには当然であると思ひます。先刻申上げた通り我々として立場を異にして、日本から秘密を要する兵器をアメリカにやるといふ場合、アメリカがその秘密を守らなければ日本は安んじてそれをやることはできません。お互い様です。日本では悲しいかな今秘密にするような高度の兵器はありません。従つてこの保護すべき対象はないと言つてもいいわけですが、今後やはりアメリカから日本の防衛態勢を整える上において高度の秘密を要する兵器は何としても供手を受けなければならんと思ふ。それについては安んじてアメリカをして日本に供手させるだけの手段を是非とつておかなければならん。日本において

でも、これはアメリカから見ればこの秘密を一つ何か盗んでやれというものが日本人におらんと限らない。いわんやもろ／＼の日本に駐在の外国人にしてそういうスパイ活動がないとも限らない。これに對しては相當の措置を日本でもとらざるを得ない。これは日本の防衛を全く日本の安全を期する上において私は必要であらうと考へます。

最後の公共の福祉であります。先刻来法制局長官が述べられました通り、これは我々ほどまでも自由を欲するのではありません。併し自由は無制限ではないのであります。公共の福祉のためには、或る程度の制限を受けるのが当然であらうと思ひます。我々ほどまでも歩く自由を持つております。持つておりますけれども、これは他人の自由と衝突してはいけないというので、交通取締もできておるわけなんです。いわんや日本の防衛体制を整える上において、国民が或る程度の自由の制限を受けるということは、これは当然のことです。これがむしろ日本の国のあり方として、公共の福祉のために個人が制限を受けるのは、私は当然のことだと考へます。いわんやこの秘密保護法について考へておるところは、極めて厳密に限定しております。殊に私が申上げたのは、言論の自由なんかはどこの束縛されておるか、これは普通の取材は対象に殆んどなり得ない。普通取材に取材しておれば、この保護法の対象にはならんと考へる。殊に一たび公になつたものは、この公になつた原因の如何、理由の如何を問はずこれは秘密の対象にならない。これは外国の雑誌に出た、或いはラジオで放送されたというふうなことであれば、一たび公になつたものでありますから、これは秘密の対象にはならん。ことごとくさうにこれは厳格に個人の自由を束縛しないように我々は勘案して制定したわけなんです。いずれの点から見ても、私はこの法案というものはさほど国民の自由を抵觸するわけじやない。いわんや仮に抵觸されるとしても日本の防衛体制を整へ、日本の安全を期する上においては止むを得ざる措置である、こう考へております。

○政府委員(佐藤達夫君) 木村長官が模範の答弁をされましたので、もう私の申上げるところが殆んどなくなつてしまひました。ただ先ほど来どうも気になるのは、何か事例が起らないと、それを制するのための立法ができないうことだけでは、どうも私としては腑に落ちませんが、卑近な例で恐縮に存じますけれども、刑法においていろ／＼変つた刑罰を規定しておるわけでありませうけれども、この刑法はそもそもできたときに、皆それ／＼の今までの事案があつたかどうかということ考へてみるときに、決してそうではないと思ひます。例えば御璽、国璽の偽造罪というものがあつたけれども、私は刑法が施行されてから御璽、国璽の偽造罪は、検査局の人が来ておるからなんです、これはないやうな気がします。いわんや刑法ができる前にあつたものが全部過去においてあつたといふことは、艦船の顛覆とかいろ／＼何かありますが、刑法のできたときにそういうものがあつたかどうかといふことは疑わしいのであります。今の御璽、国璽の偽造罪を挙げまして

も、普通の公文書の偽造でも罰せられる、国会の召集だとか解散だとか大きなことに關係のある御璽、国璽の偽造というものは勿論取締られなければならぬことは当然のことであらうという観点から、これはできてゐる法律でありますから、その点だけはどうぞ御勘弁願ひしたいと思います。

○委員長(郡祐一君) 速記を始めて下さい。

○羽仁五郎君 この法案の審議の必要上、この法案が人権に及ぼすところが重大であると思ひますので、先日来新聞紙上などに伝えられております人権蹂躪の事件が最近頻発してゐるようでありますから、それらについて政府のほうから、新聞ではいろいろ郵便を見せろとか或いは思想調査に類するやうないろ／＼な問題が起つてゐる。それらについてそれはどういふ事件になつてどういふふうになつて置かれたか、御説明を伺ふことのできるやうな資料を出して頂きたいと思ひます。

○委員長(郡祐一君) それでは羽仁委員のお願ひは恐らく秘密保護法に關連してのお願ひだと思ひますから、秘密保護法の質疑応答の際に御説明のできる用意をして頂きたいと思ひます。

○委員長(郡祐一君) それでは秘密保護法案につきましては、次に質疑を継続することとしたし、國際連合の軍隊に關する民事特別法の適用に關する法律案(予備審査)を議題に供します。先づ三浦政務次官から提案の理由の説明を伺ひます。

○政府委員(三浦實之助君) 國際連合の軍隊に關する民事特別法の適用に關する法律案について提案の理由を説明いたします。

この法律案は、去る二月十九日日本國及び關係國政府によつて署名された「日本國における國際連合の軍隊の地位に關する協定」及び「日本國における合衆國軍隊及び國際連合の軍隊の共同の作為又は不作為から生ずる請求權に關する議定書」の発効に備へ、その実施のため國內法の制定を必要とする事項のうち、民事に關するものについて所要の定めをしようとするものであります。

御承知の通り、日米行政協定を実施いたしますため、民事に關しましては去る第十三回國會において「日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約第三條に基く行政協定に伴う民事特別法」が制定されたのであります。日米行政協定及び今回の國際連合の地位に關する協定の民事に關する部分、並びに先に申述べました議定書を比較いたしますと、國內法の規定を必要とする事項につきましては、その内容は全く同一であります。従つて民事に關する限り國際連合は合衆國駐留軍と同一の地位にあるものとして、兩者を同一に取扱ふことが最も事理に適したものと考へられるのであります。

よつてこの法律案におきましては、先づ第一に、民事特別法の適用の範圍を擴張し、國際連合に關しても同法を適用するとの趣旨のもとに、同法の適用に關する限り國際連合は合衆國駐留軍とみなし、又國際連合の構成員、軍屬及びこれらの者の家族は、合衆國駐留軍の構成員、軍屬及びこれらの者の家族とみなすこととし、

第二に、合衆國駐留軍又は國際連合の行動に起因する事故の被害者が國際連合のいづれかの派遣國又はアメリカ合衆國であるときは、日本國には損害賠償の責任がないこととした。なお、今回の國際連合の地位に關する協定及び先に申述べました議定書に關しては、これら協定及び議定書の規定の適用に關する定めがなされておりますので、この法律案におきましてもこれに對照して附則で所要の経過規定を設けることとした。以上がこの法律案の提案の趣旨及びその内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上、速かに可決されるよう希望いたします。

○委員長(郡祐一君) 右に關し逐条説明を村上民事局長より聴取いたします。

○政府委員(村上朝一君) 逐条につきましては、別に逐条説明書をお手許にお配りしてございまして、その要点につきまして更に御説明申し上げます。

只今提案理由の中で申述べました通りいわゆる國際連合協定のうち民事に關するものは第十八条でございまして、この中に國際連合の構成員又は被害者が公務上の行為によつて第三者に損害を生ぜしめた場合、その他國際連合の責任に歸すべき事項によつて第三者に損害を生ぜしめた場合には、日本國が被害者に対する損害賠償の責任を任じ、日本國が賠償のために要しました費用は、一派遣國のみが責任を負う場合には、日本國が二五％、当該派遣國が七五％の割合で分担し、又二以上の派遣國が共同責任を負う場合には、各派遣國は互いに平等の割合で負担し、日本國は一派遣國の負担額の二分の一に相當する額を負担する。例えば二派遣國が共同責任を負う場合には、日本國の負担は二〇％、各派遣國の負担は一〇％、四〇％ということになるわけでありまして、かように規定されております。

又公務に従事し他人に損害を加へた國際連合の要員は、その不法行為による損害賠償の請求につきましては、日本國の裁判所の裁判權には服しないわけでありまして、その他の請求につきましては、日本國の民事裁判權に服すること、又國際連合が使用する施設内において私有的動産に對し強制執行をする場合には、日本國裁判所の要請により派遣國の当局が目的物を差押へ、これを日本國の当局に引渡すこと、並びに派遣國の当局が第十八条の規定を實施するため必要な証人その他の証拠資料の提供について日本國の当局に協力することを定めておるのであります。

この二点は國內法を要する事項でございまして、この二点に關しましては、國際連合協定及び議定書の規定と日米行政協定第十八条とを比較いたしますと、國際連合協定におきましては二以上の派遣國の軍隊又は駐留軍と國際連合とが共同責任を負う場合における費用の分担につきましては、特別の規定が設けられませんでした以外、その内容は全く同一でございまして、従ひまして國內法に關する限りは、國際連合と駐留軍とは全く同一の地位を持つものと云ふことができるのであります。そこでこの法律案におきましては、先に十三國會で制定されました日米行政協定に伴う民事特別法の適用の範圍を擴張しまして、國際連合についてもこれを駐留軍と同一に同じ法律の適用があるとするのが最も合理的なわけでありまして、

それで第一條は、以上申上げましたやうな理由の下に、民事特別法の適用に關する限り國際連合はこれを駐留軍と同一に取扱ひ、又國際連合の構成員、軍屬及びこれらの者の家族は日米行政協定に基く駐留軍の構成員、軍屬及びこれらの者の家族と同一に取扱ふと

いうことを定めたのであります。

○委員長(郡祐一君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(郡祐一君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(郡祐一君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(郡祐一君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(郡祐一君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(郡祐一君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(郡祐一君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(郡祐一君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(郡祐一君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(郡祐一君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(郡祐一君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(郡祐一君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(郡祐一君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(郡祐一君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(郡祐一君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(郡祐一君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(郡祐一君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(郡祐一君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(郡祐一君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(郡祐一君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(郡祐一君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(郡祐一君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(郡祐一君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(郡祐一君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(郡祐一君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(郡祐一君) ちよつと速記をとめて下さい。

又第二條は、日米行政協定に基く米軍又は國連軍に起因する事故の被害者が國連軍のいずれかの派遣國自体である場合、又は合衆國自体である場合、例えて申しますと、加害者が米軍の軍人であつて、被害者が臺灣軍の財産であるというような、或いはその逆のような場合、これは日本國は賠償責任を負わないとする趣旨でありまして、これは日米行政協定に基く民事特別法におきましては、被害者が合衆國軍隊の構成員、軍屬又はこれらの者の家族である場合には適用しないといふことになつておりますが、今度國連軍を米軍と同一に見ることになりますと、この規定がございせん、米軍の不法行為については臺灣も又被害者であるといふことで、臺灣の國に対して損害賠償の責を負ふといふやうなことになりますと不合理でございしますので、日米行政協定に基く民事特別法第三條におきましてかような場合に責任を負わないといふ規定を設けましたのと同様の趣旨の下に、この第二條を設けたわけでありませう。

次に、附則の第二項でございませうが、これは國連軍協定並びに議定書におきましてその遡及適用に関する定めがされております。これに対応いたしまして遡及適用を受ける國に対する関係におきまして、この法律も又遡及して適用することを規定いたしますと同時に、損害賠償の請求期間が一年とされておりますので、その遡及適用の場合にも請求期間の起算日に関する規定を設けたわけでございませう。

以上を以ちまして簡單でございませうが、この法律案の逐条説明を終ります。

○委員長(郡祐一君) ちよつと速記をやめて。

〔速記中止〕

○委員長(郡祐一君) それでは速記を始め。

明日の委員会におきましては、利息制限法案と日本國における國際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法案を討論採決いたしたいと思ひますから、あらかじめお含みを願ひます。なお、一応御決定を願ひました日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法案審査日程では、五月四日の日に開会することになつておりますが、これは都合によりまして五月四日は委員会を開会いたさないことに取計りたいと思ひますが、御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(郡祐一君) 御異議ないものと認めて、そのように決定いたします。

次回は明五月一日午前十時から開会いたします。

これを以て散会いたします。

午後四時五十三分散会